

令和元年第2回定例会

一宮町議会会議録

令和元年6月14日
開 会

令和元年6月14日
閉 会

一宮町議会

令和元年第2回一宮町議会定例会会議録目次

第1号（6月14日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
町長の行政報告	4
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
一般質問	18
川城茂樹君	18
鵜沢一男君	23
志田延子君	28
内山邦俊君	30
藤乗一由君	33
大橋照雄君	52
報告第1号の上程、説明、質疑	63
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	67

議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
諮問案第 1 号の上程、説明、質疑、採決	77
同意案第 1 号の上程、説明、質疑、採決	79
日程の追加	82
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
閉会の宣告	86
署名議員	87

第 2 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

6 月 14 日 （ 金 ）

令和元年第2回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

令和元年6月14日招集の第2回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	川	城	茂	樹	2番	内	山	邦	俊	
3番	小	関	義	明	4番	大	橋	照	雄	
5番	小	林	正	満	6番	鶴	沢	清	永	
7番	鶴	沢	一	男	8番	藤	乗	一	由	
9番	袴	田		忍	10番	吉	野	繁	徳	
11番	志	田	延	子	12番	森		佐	衛	
13番	鶴	野	澤	一	夫	14番	小	安	博	之

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬	淵	昌	也	副町長	川	島	敏	文
会計管理者	小	柳		薫	教育長	藍	野	和	郎
総務課長	塩	田		健	秘書広報課長	鶴	岡	治	美
企画課長	渡	邊	高	明	税務課長	秦		和	範
住民課長	鎗	田	浩	司	福祉健康課長	森		常	磨
都市環境課長	土	屋		勉	産業観光課長	田	中	一	郎
オリンピック 推進課長	高	田		亮	子育て支援 課長	中	山	栄	子
教育課長	峰	島	勝	彦					

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	諸	岡	昇	書記	関	谷	智	香	子
------	---	---	---	----	---	---	---	---	---

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の行政報告
日程第五	請願第1号 音声記録開示に関する請願書

- 日程第六 請願第 2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第七 請願第 3号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第八 一般質問
- 日程第九 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第十 議案第 1号 一宮町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十一 議案第 2号 東浪見コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十二 議案第 3号 一宮町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十三 議案第 4号 一宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十四 議案第 5号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十五 議案第 6号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第十六 議案第 7号 令和元年度一宮町一般会計補正予算（第3次）議定について
- 日程第十七 議案第 8号 釣ヶ崎海岸施設建築工事の請負契約締結について
- 日程第十八 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第十九 同意案第1号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程の追加
- 日程第二十 発議第 1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書
- 日程第二十一 発議第 2号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書

開会 午前 9時02分

◎開会の宣告

○議長（小安博之君） 皆さん、おはようございます。

梅雨の晴れ間のよい天気となりましたが、早朝よりご参集いただき、まことにご苦労さまでございます。

クールビズ期間中は地球温暖化対策と節電対策を目的に、ノーネクタイで議会を開催いたします。

なお、暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。

ただいまから令和元年第2回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（小安博之君） ただいまの出席議員数は14名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（小安博之君） 日程に入る前に、議会運営委員長より本定例会の運営について発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、森 佐衛君。

○議会運営委員長（森 佐衛君） 会期について、議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは町長の行政報告を初めとして、請願3件、繰越明許費繰越計算書の報告1件、条例の一部改正5件、規約の改正に伴う協議1件、補正予算1件、工事請負契約1件、人事案件2件でございます。

なお、請願の採決の結果によっては意見書提出の発議案が提出されます。

また、一般質問は6名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期については本日1日としたいと思います。

以上で報告を終わります。以上です。

○議長（小安博之君） どうもご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（小安博之君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小安博之君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

2番、内山邦俊君、3番、小関義明君、以上、両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（小安博之君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思えます。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小安博之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書及び定例監査報告書の提出がありました。

別紙、諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付しております。これをもってご了承願います。

◎町長の行政報告

○議長（小安博之君） 日程第4、町長の行政報告を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和元年第2回一宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方

におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

本定例会では、条例の一部改正案や補正予算案など、合計11件の案件をご審議いただきますが、開会に先立ちまして、町政運営の概況をご報告申し上げます。

初めに、総務課所管の業務についてでございます。

平成30年度決算の関係についてご報告申し上げます。5月31日に全ての会計について出納を閉鎖いたしましたので、その結果をご報告いたします。

一般会計は、歳入48億3,571万円、歳出45億8,367万円、繰越金は2億5,204万円であります。また、国民健康保険事業など4つの特別会計は、合計で歳入28億8,594万円、歳出28億1,321万円、繰越金は7,273万円であります。次回の定例会に決算書をもってご承認を賜りますので、よろしく願い申し上げます。

次に、節電及び地球温暖化対策の関係であります。

役場におきましては、5月7日火曜日からノーネクタイ、いっちゃんポロシャツまたはオリンピックポロシャツを着用した執務により、庁舎内の室温を原則28℃とするクールビズに取り組んでおります。議会を初め住民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

続きまして、企画課所管の業務についてであります。

まず、上総一ノ宮駅東口設置事業ですが、工事は4月15日着工し、現在は基礎くい打ち工事を行っております。令和2年6月下旬、供用開始を目指して工事を進めております。

次に、釣ヶ崎海岸に整備する県立自然公園内の恒久施設ですが、入札を行い、業者が東日総業株式会社に決定し、現在仮契約を締結しております。契約金額が5,000万円以上となり、本契約には議会の議決が必要になります。本議会に議案として上程していますので、よろしく願いいたします。

次に、加納久宜公没後100年記念事業の一つである記念碑のお披露目式ですが、5月28日に顧問委員会を開催し、11月3日、文化の日、振武館で開催することとなりました。今後、開催に向け準備に取り組んでまいります。

次に、オリンピック推進課所管の業務についてであります。

東京2020オリンピック競技大会の関係についてご報告申し上げます。

まずは聖火リレーに関しまして、6月1日に千葉県がオリンピック聖火リレーの県内ルート概要を発表し、当町で聖火リレーが実施されることが決定いたしました。県内では2020年7月2日から4日までの3日間、当町を含む21市町をめぐることとなり、その1日目にいす

み市の太東海水浴場から釣ヶ崎海岸までの区間で行われることとなります。

続きまして、大会機運醸成イベントに関しまして、WSL主催のQS6000が4月29日から5月5日にかけて、また、NSA主催の第1回ジャパンオープンオブサーフィンが5月6日から7日にかけて釣ヶ崎海岸で開催されました。両大会とも東京2020大会サーフィン競技の代表選出に向けた重要な位置づけとなる大会であり、多くのトップクラスの選手やギャラリーの皆様が当町へお越しくださいました。特にQS6000につきましては、商工会や体育協会、文化協会等さまざまな団体の方々のご協力をいただき、大会の盛り上げに加え、当町の魅力を国内はもとより世界にも発信することができました。

今後の主な活動といたしましては、7月13日に町主催による大会開催1年前イベントを一宮海水浴場で行います。当イベントは、例年開催されている観光協会主催のはまぐり祭りと同時開催することで、当町の海のすばらしさやサーフィンの魅力、そしてオリンピックの雰囲気をもっと多くの方々に感じていただきたいと思います。現在、内容を協議しており、詳細が決まり次第、町民の皆様にお知らせいたします。

そして、大会組織委員会主催によるサーフィン競技のテストイベントが7月18日から21日にかけて開催される予定です。本大会運営のため、サーフィン競技やスタッフの運営、計測機器等のテクノロジー技術等を中心にテストを行うものになります。

オリンピック開催が約1年後に迫り、徐々にではありますが、具体的な情報が増えてきたと実感しています。今後とも大会機運の醸成、そして大会成功のために、町民の皆様には正確な情報を迅速に提供してまいります。

続きまして、住民課所管の業務についてであります。

まず、国民健康保険の関係であります。

平成30年度の医療費ですが、約9億8,400万円となり、前年度からほぼ横ばいに推移しています。繰越金は約4,800万円、基金につきましては約9,800万円の残高でありました。医療費の急激な増加に対する財政面の安定化を考慮し、令和元年度につきましては、税率据え置きでの維持運営に努めてまいりたく存じます。引き続き皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

また、健康維持と医療費の適正化を目的とした特定健診であります。昨年度に引き続き、心電図と眼底検査を全員の方が受診できるようにいたしました。40歳以上の国保加入者と後期高齢者医療制度加入者を対象に、今月3日月曜日から本日14日金曜日まで、保健センターで実施いたしております。昨年度と同様、土曜日にも健診日を設け、多くの方が受診できる

体制といたしました。また、今年度から受診率を上げる取り組みとして、AIを活用した特定健診受診率向上支援事業による受診勧奨を実施いたしました。今後につきましても医師会と連携し、新規事業の糖尿病性腎症重症化予防事業を実施する予定であります。

あわせて、これまでと同様に人間ドック助成事業、ジェネリック医薬品の推奨も引き続き行ってまいります。町といたしましても、国保加入者の健康な生活と医療費削減に努め、国保税による負担増を抑制できるよう、さらに努力してまいります。

続きまして、福祉健康課所管の業務についてであります。

まず、福祉事業の関係です。

高齢者を初めとする町民の足として大変好評をいただいている新にここサービスですが、市町村無償運送の委託方式は適切ではないとの国土交通省自動車局通知を受け、予定どおりこの4月から町直営事業として大きな変更点もなく運行しております。今後も高齢者、障害者の皆様が安心した生活を当町で送れるよう、本サービスを初め各種サービスの向上に努めてまいります。

次に、健康事業の関係です。

昨年7月以降、特に関東地方において風疹の患者数が増加していることから、その対策として、平成31年2月、国による風疹の緊急対策が示されました。この対策は、最初に風疹抗体価検査を行い、抗体価が低い方にのみ予防接種を受けていただくものであります。対象者につきましては、これまで風疹の定期予防接種の機会が与えられなかった昭和37年4月2日（57歳）から、昭和54年4月1日（40歳）までの生まれの男性で、今後3年間をかけて抗体価検査などの対策に取り組んでまいります。

初年度となる令和元年度は、対象者のうち若年層である40歳から47歳までの方を対象に、全国で抗体価検査と予防接種を無料で受けることができるクーポンを発行し、風疹の発生と蔓延予防に努めてまいります。関連予算を今議会の補正予算に提案しておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

また、原則65歳の方を対象とした高齢者肺炎球菌定期接種であります。70歳や75歳など、65歳以上の5歳刻みの方につきましても、引き続き定期接種とする経過措置が平成31年1月に示され、令和5年までの5年間延長になりました。本年度の当初予算には、65歳の方だけを対象に予算を計上しておりますので、65歳以上の方に必要となる経費につきましても、今議会の補正予算に提案しております。あわせてご審議くださるようお願いいたします。

次に、介護保険事業の関係です。

現在、町内2カ所で実施している送迎つきの運動教室、通所型サービスAであります。10月からは新たな場所でも開催できるよう準備を進めています。準備が整い次第、広報などで周知してまいりますので、積極的なご利用をお待ちしています。

また、本年10月の消費税率10%への引き上げに伴い、低所得者に対する介護保険料のさらなる軽減強化が図られます。今議会に介護保険条例の所要の改正を提案しておりますので、ご審議くださるようお願いいたします。

続きまして、子育て支援課所管の業務についてであります。

この4月に新たに設置した子育て支援課ですが、学童保育に関する業務をこれまでの教育課主管、社会福祉協議会委託の体制から引き継ぎ、町直営の事業としてスタートいたしました。保育所運営とあわせ、安全面に十分配慮しながら子供が安心して過ごせる生活の場を整え、保護者の仕事と家庭の両立を支援してまいります。

続きまして、産業観光課所管の業務についてであります。

まず、農業の関係です。

水稻の病虫害被害を防ぐため、ラジコンヘリコプターによる水稻農薬散布を7月10日水曜日に実施します。個別に散布を行っていた綱田地区は、前年度から町植物防疫協会により従来の地域と一括して行っており、今年度は約166.8ヘクタールに農薬散布を実施します。関係機関及び住民の皆様のご協力をお願いいたします。

また、米の関係では、平成30年産米から国による生産数量目標の配分が廃止されました。米価は回復傾向にあるものの、価格安定のためには引き続き米の生産調整が必要であり、町では手厚い助成が受けられる飼料用米の作付を推進してまいります。

次に、施設園芸ですが、農業施設の改修や新設を支援する「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業は、生産力強化支援型が4件、園芸施設リフォーム支援型が2件で、現在、事業実施に向け手続を進めているところです。町の主要農産物であるトマト、メロン、梨の増産に大きく寄与する事業であり、適切な事務執行に努めてまいります。

次に、商工観光関係ですが、一宮海岸駐車場を有料駐車場として、4月20日土曜日から開設いたしました。駐車場の利便性と魅力向上を図るため、駐車場の舗装化を行い、受け入れ体制の強化に努めてまいります。

また、町内の消費喚起と地域活性化を目的とした一宮町得々お買物券を、7月5日金曜日から商工会にて販売いたします。販売される商品券につきましては、購入価格1万円に対して1万1,000円のお買い物ができ、町内の小売業を初め飲食店など約200店舗でご利用いただ

ける大変お得な商品券となっております。町民の皆様には、ぜひこの機会にお買い求めいただき、活用をお願いいたします。

また、海水浴場につきましては、7月13日土曜日に海開きを行い、8月19日月曜日までの38日間開設いたします。海開き当日は、毎年好評をいただいているはまぐり祭りを催し、海の魅力を伝えるほか、ふだん体験することができないハマグリ拾いやハマグリのつまみどりなどにより、海水浴への集客と千葉ブランド水産物のPRに努めます。

また、恒例の納涼花火大会であります。8月3日土曜日に開催を予定しており、6月3日月曜日から観光協会理事の皆様方と職員が町内外に寄附のお願いに伺っております。今年も一宮海岸を彩るすばらしい花火大会が期待されております。

また、風物詩である灯籠流しであります。8月16日金曜日に新生橋付近で開催を予定しております。当日は雅楽の演奏などさまざまな催し物を予定いたしておりますので、ぜひ足をお運びください。

本年度も観光客の皆様に一宮町の魅力を十分に満喫していただけるよう取り組むほか、夏期観光期間中につきましては警察や消防、関係機関との連絡を密にし、事故防止に万全の体制を整えてまいります。

続きまして、都市環境課所管の業務についてでございます。

まず、環境事業の関係です。

5月26日の日曜日にごみの散乱防止と再資源化の普及啓発のため、道路等の公共の場所に捨てられた空き缶、空き瓶、紙くず等の一斉清掃を行うごみゼロ運動を実施しました。町内全域で2,271人の参加をいただき、ごみの回収量は940キログラムとなり、昨年より480キログラムの減量となりました。

また、犬の狂犬病予防注射であります。4月10日水曜日、11日木曜日、14日日曜日の3日間、集合注射として12カ所で253頭に実施しました。狂犬病は犬だけではなく人にも感染し、発症すると治療方法がない病気です。今後も町内での発症を防止するため、犬の狂犬病予防注射を実施してまいります。

また、小型合併処理浄化槽設置事業ですが、一定の条件のもと、設置に対し一部を助成いたします。5月末現在ですが、くみ取り槽から合併浄化槽への転換に3件の申し込みがありました。

また、放射能汚染問題ですが、引き続き空間放射線量の測定、農作物、小中学校及び保育所の給食食材の放射性物質の検査を実施しており、結果は不検出か基準以下となっているこ

とから、町民の皆様の健康への影響はないものと判断しております。

次に、都市整備の関係です。

コンクリートブロック塀補助事業に対し、一定の条件のもと一部を助成しており、5月末現在で8件の申し込みがありました。

次に、町道工事の関係です。

本年度予定しております新設改良工事、道路維持工事については、5月31日に1回目の入札を行いました。今後も緊急性や優先順位に配慮しながら、地域住民の要望に沿った予算執行に努めてまいります。

また、国の補助事業ですが、町道1-7号線、通称天道跨線橋通りの道路改良工事は農地区間の第1工区が昨年度完了し、今年度は後半の第2工区の用地測量及び詳細設計を予定しております。

続きまして、教育課所管の業務についてでございます。

まず、学校教育の関係です。

教育関係について申し上げます。平成31年度、小中学校の入学児童生徒は、東浪見小学校21人、一宮小学校71人、一宮中学校91人でした。これにより、5月1日現在の児童生徒数は、東浪見小学校148人、一宮小学校521人、一宮中学校305人となりました。

なお、児童生徒数の昨年度との比較では、東浪見小学校は3人減、一宮小学校は3人減、一宮中学校は21人減、3校合わせますと27人の減少であります。

続いて、学校施設の環境整備でございます。老朽化に伴う扉の開閉や保管用具への雨漏り被害が生じておりました東浪見小学校体育倉庫新築工事は、5月末をもちまして完成いたしました。引き続き、児童生徒が安心して取り組める学習環境の整備に努めてまいります。

次に、社会教育の関係です。

昨年に引き続き、英会話教室を5月から開校しており、37名が受講しております。総合文化祭については、芸能音楽祭が10月27日日曜日に、文化祭は11月9日土曜日と10日日曜日の2日間開催する予定となっております。

終わりに、この定例会には繰り越し予算に係る報告1件、条例改正案5件、一部事務組合の規約改正に伴う協議1件、補正予算案1件、契約締結1件、諮問案1件、同意案1件を提案いたしましたので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上で行政報告を終わります。

○議長（小安博之君） ご苦労さまでした。

以上で、町長の行政報告を終わります。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第5、請願第1号 音声記録開示に関する請願書を議題といたします。

本定例会までに受理した請願は、お手元にお配りしました請願文書表のとおりです。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決しました。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 8番、藤乗一由です。

それでは、請願1件目の音声記録開示に関する請願書、これについて紹介議員として請願書に関する説明をいたします。

お手元の資料をご覧ください。

音声記録開示に関する請願書。

令和元年5月14日。

一宮町議会議長、小安博之様。

請願者、住所、千葉県長生郡一宮町一宮9971、近藤秀雄。

紹介議員、一宮町議会議員、藤乗一由、一宮町議会議員、大橋照雄。

請願の要旨を申し上げます。

平成31年4月8日に開示請求書を提出し、平成31年4月22日に回答を頂きましたが、非開示（請求拒否）とする内容でした。再度開示を要求する。というものです。

参考として、開示請求を出した時点での町よりの行政文書非開示決定通知書、これよりの文章を以下に読み上げます。

当該音声記録には、一宮町情報公開条例第7条2号に該当する非開示情報に該当する部分が含まれており、当該部分を用意に区別して除く事ができず、第8条第1項による部分開示を行うことができないため非開示とする。

決定通知書の中には、「当該部分を用意に区別して除くことができず」とありました。ここに誤字がございまして、容易というのは簡単にとという意味でございまして。これを読みかえてご覧いただきたいと思っております。

以下、これに関して説明をつけ加えさせていただきます。

情報公開を進めることで、行政の透明性、信頼度を高め、安心して暮らせる社会形成を進めることは自治体の責務です。それによって初めて住民との協働のまちづくりへと向かうことが可能となります。

このたび、この請願提出者が音声記録の開示を求めて請求した内容に関しまして、町より非開示の通達がなされ、それに対して不服とする部分があるため、今般、一宮町議会宛てに町での開示を要求する旨の意見書が提出されました。開示請求の対象は、町長室における馬淵町長と町民との話し合いの内容に関する情報の公開につきまして、公人としての発言に関して当事者からの開示請求がされたというものです。

町では、これを公文書として開示請求の対象として開示請求を受理しました。一宮町情報公開条例におきましても、音声記録に当たるデータ、情報も公開の対象とされる旨が示されております。非開示決定通知書には、当該部分を容易に区別して除くことができず云々とありますが、県はもとより、これに対応している自治体も多く、町においても条例を整備した時点でこうした内容に対応すべく準備を進めておく必要がありました。

技術的、あるいは比較的高度とは言えない設備が不備なことにより、それにより非開示とするということは、行政として情報開示に取り組む姿勢に怠慢であるとも受けとめられかねません。また、時代の流れに逆行しているとも受けとめられかねません。これら問題点をクリアした上で開示を進めるべきと考え、紹介者としてここに提示させていただきます。

以上、慎重にご審議いただきますようお願いいたします。

2019年6月14日。

一宮町議会議員、藤乗一由。

以上です。

○議長（小安博之君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 9番、袴田でございます。

私は、この文書を1枚見ただけで、これが請願書として何の理由しているのかなとちよっ

と疑問に思いました。その中で、私は町長とその相手の方が町長室で面談をした。本来なら議事録をとるのも必要だと私と思いますが、なぜ今回録音にしたのか。そして録音はどちら側から提出したのかお聞きしたいと思います。そして、その録音テープは今もきちんと適正に保管されているのかお聞きしたいと思います。

また、私は情報公開というのは、僕は必要であると思います。その中で、公開をする中で、これ一つの例なんです、本当に町長が部分的に重要視される部分であれば、その部分の除去、そしてまた文書であれば黒塗りで文書公開してもいいんじゃないかと、そう考えますが、町長いかがでしょうか。

○議長（小安博之君） 8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 8番、藤乗です。

この請願に関しましては、請願提出者の仲介ということで、紹介議員の私がお答えするということになります。ただし、この経緯に関しましては、実際にその部分まで録音されているかどうか、それは私にも分かりかねます。また、それが公開の対象になる部分であるかもしれませんので、ここではお答えすることは残念ながらできません。

○議長（小安博之君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番、志田延子君。

○11番（志田延子君） 私は本請願に対して反対の立場で討論いたしたいと思います。

本請願は、町の情報公開条例に基づく情報開示請求に対して、町が行った不開示決定を不服として町に公開を求めるものですが、同条例では、決定に不服の場合、請求者は情報公開審査会に審査請求をできることになっており、町では申請者に不開示の通知を行う際に、こうした制度についても周知していると聞いております。

請求者は町の決定に不服であれば、まずは審査会に審査を請求すべきであり、こうした手続を経ずに議会が公開の是非を判断するのは適当でないことから、本請願に反対いたします。

以上でございます。

○議長（小安博之君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第5、請願第1号 音声記録開示に関する請願書を採決いたします。
お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小安博之君) ありがとうございます。座ってください。

起立少数。よって、本請願は不採択に決しました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第6、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決しました。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、13番、鵜野澤一夫君。

○13番(鵜野澤一夫君) 13番、鵜野澤です。

それでは、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、齋藤 晟。

紹介議員、鵜野澤一夫。

一宮町議会議長、小安博之様。

請願事項。

2020年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感

謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

国において、平成23(2011)年度に小学校1年生の35人以下学級が実現しました。平成24(2012)年度は、新たに小学校2年生の35人以下学級編制が可能となり、各都道府県においても、学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小安博之君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第6、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小安博之君） 起立全員。よって、本請願は採択することに決しました。

◎請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第7、請願第3号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決しました。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、13番、鶴野澤一夫君。

○13番（鶴野澤一夫君） 13番、鶴野澤一夫です。

それでは、議案第3号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、齋藤 晟。

紹介議員、鶴野澤一夫。

一宮町議会議長、小安博之様。

請願事項。

2020年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課

題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2020年度にむけての予算の拡充をはたらきかけていただきたいと考えます。

1. 震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
2. 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
3. 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
4. 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること
5. 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
6. 危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
7. 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること など

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより、日程第7、請願第3号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」

採択に関する請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小安博之君） 起立全員。よって、本請願は採択することに決しました。

◎一般質問

○議長（小安博之君） 日程第8、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

なお、会議規則第54条により、質問は同一議題について2回を超えることができませんので、念のため申し添えます。

◇ 川 城 茂 樹 君

○議長（小安博之君） それでは、通告順に従い、1番、川城茂樹君の一般質問を行います。

1番、川城茂樹君。

○1番（川城茂樹君） 1番、川城です。

大きく2点質問がございますので、1点ずつ区切らせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○1番（川城茂樹君） それでは、1点目の質問から。まずは、働き方改革の取り組みについて伺います。

平成31年4月に労働基準法が改正され、全ての企業において使用者は年10日以上年次有給休暇が付与されている労働者に対して、年5日の年次有給休暇を取得させることを義務づけられました。しかし、この制度は公務員には適用除外となっております。

では、働き方改革で挙げられている柔軟な働き方に関してはどうでしょうか。実は、国家公務員はこの柔軟な働き方への対応として、2016年4月より全職員を対象にフレックスタイム制度を導入しています。地方公務員においては、一部の自治体で全職員対象ではないものの、時短勤務制度導入や民間のフレックスタイム制度に類似した取り組みが行われていると聞いております。

そこで、働き方改革に対する本町の具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

また、現状で職員、臨時職員の有給休暇はきちんと取得できているのか、その取得率はどうなっているのか、そして、この取得率は県内他の機関と比較して妥当なものなのか、これらについても伺いたい。

またあわせて、休日出勤の振替休日の消化状況もお聞かせ願いたい。

以上です。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁をお願いします。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 川城議員のご質問にお答えを差し上げたく存じます。

働き方改革の取り組みについて、具体的な取り組みからお答えを差し上げたく存じます。

公務員の働き方改革は、大きく2つの面で行われております。一つは人事評価制度の導入、もう一つは会計年度任用職員制度の導入であります。

人事評価制度の導入は、平成26年度に地方公務員法の改正に伴い義務化されたもので、職員の任用、配置、処遇、研修などに人事評価を活用することとなったものであります。これは既に導入済みとなっております。

次に、会計年度任用職員制度は2017年に制度が法定化され、施行は令和2年度からとなっております。当町ではこの制度について、令和2年度の導入に向けて作業を進めているところであります。

一方、公務員はやむを得ない残業が多く、例えば災害や有事の際は、勤務時間、休日関係なしに業務に当たる場合があります。また、地域住民との折衝や説明会などは夜間や休日になることが多く、必然的に時間外や休日労働を強いられる環境にあると言え、このように公的機関の職員という公務員の業務特性から、柔軟な働き方が簡単にできるものではないことも事実であります。

しかし、職員の働き方改革は仕事と生活の調和を図るために重要であることから、超過勤務縮減に向けた意識の醸成、年次休暇等の取得促進、業務や会議のあり方について今後も取り組んでまいりたいと存じます。

次に、①の有給休暇の取得率であります。平成29年度数値で当町では平均9.3日であり、県内市町村平均の11.5日より低いものの、町村平均の8.6日より高い結果となっております。また、②の振替休日の消化について、これもおおむね取得しておると承知して

おりますが、一部イベントの多い部署などでは振替休日の取得が厳しい状況も見られることから、この改善に向けても引き続いて取り組んでまいりたく存ずる次第であります。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

1番、川城茂樹君。

○1番（川城茂樹君） 今の答弁で再質問をさせていただきます。

取得率が県内と比較して低いとのことですが、これは諸事情があるということですが、では有給休暇の最高日数、そして繰越はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（小安博之君） 質問終わりました。答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 川城議員の再質問にお答えを差し上げたく存じます。

町の有給休暇の実態、日数の実態でございますが、勤続年数にもよりますが、有給休暇は通常は20日であります。繰越を含めると40日が最大となります。

なお、この中には夏季休暇、いわゆる夏休みは含まれておりません。

以上でございます。

○議長（小安博之君） ほかに答弁ありますか。

答弁終わりました。

1番、川城茂樹君。

○1番（川城茂樹君） ありがとうございます。ただいま町長のご回答を聞きました限り、やむを得ない情勢があることを理解いたします。

しかし今、本町には若い職員が大変増えております。そこで私からの要望ですが、町長や管理職にある者が、我々が若かった頃のかつてのイメージのまま有給休暇の取得が怠けるととられ、取得権利があってもないのと同じであるような意識を根づかせてしまうと、職員たちが有給休暇を消化しにくい環境が続いてしまいます。

休むことは悪いことではなく、むしろ仕事の一環として捉えることが理想です。休暇と仕事の関連性についての意識教育も必要であると思われまます。これらを考慮し、有給休暇取得率アップを目指し、時代に即した働き方改革を目指していただきたいと思ひます。

以上で、1点目の質問を終わらせていただきます。

○議長（小安博之君） 続いてどうぞ。

○1番（川城茂樹君） 続いて、2点目の質問に入らせていただきます。

保育園児を守るための町の取り組みについて伺います。

最近、保育園児と保育士が園外を散歩中に交通事故に巻き込まれるという悲惨な事故が立て続けに起こっています。5月8日には滋賀県大津市において、乗用車同士の事故のほずみで散歩中の保育園児と保育士ら16人が死傷し、5月15日には千葉県市原市の公園に乗用車が突っ込み、公園で遊ばせていた園児を守ろうとしていた保育士が負傷しました。また、昨日も兵庫県で起きているということでございます。

これらのことを踏まえ、4点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。園児を園外に散歩させるのは、各園それぞれ月に何回程度なのか。

2点目、町内各保育園においては、園児を園外に散歩させるときに交通事故防止対策はどのようにとっているのか。

3点目、安全に散歩させるために、各園では散歩用事故防止チェックリストを作成しているのか。

4点目、散歩コース上の危険箇所にガードレールやガードパイプ、安全ポール等が設置されているのか。整備されていなければ、今後どのように進めていくのか。

以上、お伺いいたします。

○議長（小安博之君） 質問終わりました。

答弁願います。

中山子育て支援課長。

○子育て支援課長（中山栄子君） 川城議員の4点のご質問にお答えいたします。

1点目の散歩の回数につきましてはですが、町には公立の保育所が1カ所、私立の保育所が1カ所、私立のこども園が2カ所あり、そのうち私立の一宮どろんこ保育園は基本的に毎日行うこととしており、それ以外の3施設は一月に平均4回程度となっております。

2点目の散歩の際の交通事故防止対策につきましては、交通量の多い道路は避けること、付き添いの保育士の役割分担と配置の工夫、警告のための笛を持つことなど各施設ともしっかりとルールづくりをして臨んでおります。

3点目のチェックリストにつきましては、各施設とも散歩の際の救急セット等の持ち物リストを作成したり、あらかじめ危険箇所を地図に落とし込み、事前に共有するなどの対策をとっております。

なお、散歩中にけが等があった場合は、原因や改善点等を話し合い、報告書を作成し、全員が共有できる仕組みをつくっております。

4点目の散歩コース上のガードレール等が設置されているか、整備されていない場合は今後どのように進めていくかにつきましては、大津市の事故を受けて、町の保育施設4カ所から危険箇所の確認をしたところです。その中で、東浪見小学校付近の国道128号線と町道1-11号線との交差点はガードレールや車どめが一部ないため、教育課と情報を共有するとともに、改良について県に要望を行ってまいります。

そのほかにも、従前から危険箇所と指摘されている箇所もあることから、引き続き町内関係機関と連携を図るとともに、県などへの要望を行ってまいります。町といたしましても散歩中の事故防止は大きな課題であると認識し、関係各機関と連携し、児童の安全確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

再質問ありますか。

1番、川城茂樹君。

○1番（川城茂樹君） 再質問はありませんけれども、お願いでございます。

ただいま中山課長がご回答されたとおり、保育園児の散歩は単に体を動かすことではなく、どんなどころに危険があるかを知ることで危険回避能力を培い、小学生になっても1人で歩く機会がふえたときのための教育の一環であるという面も聞いております。

安全対策を実施しても、大津市の事故現場ではどうやって身を守ればいいのかと現地の人々から戸惑いの声も出ているようです。忙しいかとは思われますが、再々度散歩コースの下見、危険箇所を改めて点検するなどの安全管理の徹底をお願いします。

以上、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小安博之君） 以上で、川城茂樹君の一般質問を終わります。

会議開会后1時間11分ほど経過しましたので、ここで15分程度の休憩といたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時26分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 鵜 沢 一 男 君

○議長（小安博之君） 7番、鵜沢一男君の一般質問を行います。

7番、鵜沢一男君。

○7番（鵜沢一男君） 私は2項目の質問をさせていただきます。

1項目め、農業行政のうち、スクミリンゴガイ、通称ジャンボタニシの水稲に対する食害についてを伺います。

ジャンボタニシは定植直後の水稲苗を食害し、欠株を発生させます。欠株の発生が多い場合は、大きな減収となり農家の経営を圧迫いたします。現在は農家個々の対策に委ねられており、薬剤散布や用水路の卵塊の払い落とし作業を行っているのが現状であります。ジャンボタニシの発生は年々増加傾向にあり、本年は過去最大の被害が発生をしております。しかし、農家個々での対応にも限界が来ていると認識をしております。早急な広域的な取り組みが必要と考えております。

そこで伺います。

1点目、近年の被害状況についての説明を求めます。また、本被害対策はどの機関が主体で行うべきか、説明をお願いいたします。

2点目、害虫駆除に対する補助制度について2点伺います。

1つ目、農家個々が管理する圃場に散布する薬剤の助成はあるかを伺います。

2点目、土地改良区などの農村環境保全を行う地域協議会などの農業団体には、駆除活動経費に対する補助があるかを伺います。

そして3点目、防除意識の定着促進について伺います。農業事務所、土地改良区、農業協同組合、農業共済組合などと連携して地域全体で取り組むことができないか、説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（小安博之君） 質問は終わりました。

答弁願います。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） ジャンボタニシの対策についてですが、まず1点目の被害状況と取り組み主体についてお答えいたします。

ジャンボタニシの被害状況でございますが、長生農業事務所、そしてJA長生、わかしお共済などに確認したところ、貝によります食害被害が増加し、被害の大きかった水田は苗を

植え替えたりもしております。現在のところ被害面積は算出されておりませんが、東浪地区においては水田の3分の2ほどの食害を受けた圃場も確認しております。また、今年は九十九里地域でジャンボタニシが大量発生していることから、千葉県では病虫害注意報が5月13日付で発令されております。

千葉県農林総合研究センターによりますと、ジャンボタニシの注意報の発令は2年ぶりであると。この要因といたしましては、昨年の12月から今年2月までの気温が比較的高く、越冬中に死にくかったことが大量発生の要因とされております。

ジャンボタニシの防除対策につきましては、薬剤によります化学的防除が最も一般的であるものの、薬剤以外の防除法といたしましては、苗が小さく被害を受けやすい移植後3週間、この期間に水田内の浅水管理を実施し、貝が動きにくい4cm以下の浅水を維持することで食害防止して、大変効果的であるということを聞いております。

また、この時期以外の実践すべき防除法といたしましては、貝の原産が南米で寒さには弱いということから、冬季の耕うんや圃場内の稲わらの除去、そして石灰窒素の散布などが効果的であるとされております。

そこで、今申し上げました被害対策等につきまして、関係機関であります長生農業事務所、JA長生、わかしお共済や各農家組合などと連携いたしまして、各農家の皆様にしっかり周知してまいりたいと思います。

続きまして、2点目の補助制度の設立についてですが、ジャンボタニシの防除を目的として薬剤購入に対する補助、そして各農家組合や地域協議会などの地域ぐるみでの取り組みに対しての補助制度でございますが、現時点において町、そして千葉県での補助制度はございません。

しかし、県では平成30年度よりジャンボタニシ防除対策モデル事業を設立いたしました。これは土地改良区やJA農協などの団体が防除対策として行う水路での卵塊の払い落とし、そして冬季に重機等によります泥上げ及び貝の駆除、これらの取り組みに対して県が業務委託をするもので、その上限金額は1地区当たり60万円となっております。

今後は被害を受けている農家の方々からの聞き取りや現地調査を行い、実態把握に努めるとともに、関係機関であります長生農業事務所やJA長生、わかしお共済などと連携いたしまして、今後の取り組みを検討してまいります。

3点目の防除意識の定着促進でございますが、防除対策といたしまして、一部の農家が対策を実施しないことによりまして、周囲の農家が被害を受けることにもなりかねません。ま

た、ジャンボタニシは同一水系内であれば上流へも下流へも自発的に移動し分布を広げることから、個人での水田内の防除対策だけでなく、地域ぐるみでの防除対策を実施することは重要とされております。

そこで、東部地域保全の会を初め、町内の各保全の会へ防除対策の実施の呼びかけを行うとともに、今年度、県が開催いたしますジャンボタニシの防除対策研修会にも出席を呼びかけたいとして、地域ぐるみでの防除対策を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

鵜沢一男君。

○7番（鵜沢一男君） 7番。

補助制度について、再度質問いたします。

ただいまの答弁で、今後は地域ぐるみで防除対策を検討する旨の答弁がありました。これは非常に重要なことで、地域全体を地域ぐるみで駆除・防除を行うことが有効な手段であると考えております。

そこで、農村環境保全を行う地域協議会などの農業団体などが駆除・防除活動を行う経費について、今後、町が独自に助成する考えはあるか、お願いいたします。

○議長（小安博之君） 答弁願います。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） ただいまの再質問にお答えいたします。

地域ぐるみでの駆除や防除に対する補助につきましては、現在、ジャンボタニシに対する補助制度は設立されておられません。しかし、町といたしましても、国・県の補助制度の動向を注視しつつ、農業事務所を初めJA長生、わかしお共済などの取り組み状況や近隣市町村の状況などを把握した中で検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

鵜沢一男君。

○7番（鵜沢一男君） 7番。

期待しております。

2点目の質問に移ります。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○7番（鵜沢一男君） 南消防署の新設について伺います。

南消防署は昭和47年3月に設置され、築46年が経過をしております。長生郡市内で最も古く、老朽化が著しいことは皆さんご承知のとおりであります。また、災害時の防災拠点としての活動スペースが少なく、消防車両等の大型化に伴う車庫スペース及び救急救助機材等などの多様化に伴う倉庫スペースも不足をしております。

防災拠点としての機能を最大限に発揮することができる消防庁舎の建設を行うことにより消防体制の充実を図り、地域防災力の向上と災害に強いまちづくりを推進することを求めて質問をいたします。

1点目ですが、私は昨年の3月定例議会で南消防署の建て替えについて質問をいたしました。町の答弁は、平成30年度中に方向を示すとの回答があったと認識をしております。現在、長生郡市広域市町村圏組合における状況についてを伺います。

2点目、建て替え予定地の選定について伺います。

予定地の選定は町が決定すべき事項であります。なぜ今もって示すことができないのか。仮に県道南総一宮線に隣接する場所に移転することになれば、県道が早期に国道128号まで開通することにもつながると考えます。早期に予定地を決定すべきであります。町の考えを伺います。

○議長（小安博之君） 質問終わりました。

答弁願います。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） 鵜沢議員からの南消防署新設の質問にお答えします。

初めに、現状についてでございますが、現在の南消防署は昭和47年に竣工し、新基準に見合う耐震補強工事を実施しておらず、開署当時に比べ、当直勤務者の増などにより施設全体が狭隘であり、早期の建て替えが必要であることは承知しております。

現在、消防本部において、圏域内における署所の適正配置のための基本計画を作成しており、今後、消防委員会、管理者会議での協議を経て実施計画の策定に入る予定と伺っております。

南消防署を含めた署所の建設においては、関係市町村の意見等を集約し、現在の8庁舎から6庁舎へと施設の整備を図り、統廃合により国が定める整備指針に沿った形での消防力の強化、充実を図っていく必要があると考えます。

2点目の候補地の選定でございますが、用地の購入は組合予算で行い、候補地の選定は消

防本部、関係市町村と協議しながら進めることになると思いますが、現在のところ規模等、詳細が決定していないことから、候補地の選定まで進んでいないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

鶴沢一男君。

○7番（鶴沢一男君） 7番。

再度お伺いいたします。

一宮町の現在の人口1万2,455人で、郡部では長生村の1万4,251人に次ぐ2番目の人口を有しております。長生村、白子町には最新の機能を備えた消防署が設置をされております。これは両町が広域消防行政の計画に沿って事前に用地を確保し、計画的に準備がなされた結果であると考えております。

一宮町は長生村、白子町と同様に海岸線を有し、町の中央には2級河川一宮川が横断をする地形であり、災害の発生が多い地域であると考えます。私は両町と等しい機能の消防署が必要だと考えております。

そこで伺います。

どの段階になったら用地の選定に入れるのか。基本計画が管理者会議で承認されればよいのか、広域議会での議決が必要なのか、さらには実施計画の決定まで何もできないのか伺いたいと思います。

○議長（小安博之君） 再質問終わりました。

答弁願います。

馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鶴沢一男議員の再質問にお答えを申し上げます。

今後、この南消防署の建て替えについて、消防委員会、管理者会議にて、さらに詳細に検討していくこととなります。これから策定される基本計画に基づいて建物や施設の規模、そしてそれに伴う事業費等、そうした関係の実施計画が作成されると伺っております。それがさらに管理者会議で承認を得て予算化され、事業実施へ進むということでもあります。

まだ幾つかの段階がございまして、現状では事業の工程について正確な回答を差し上げるのは難しいと広域から承っているところであります。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

鵜沢一男君。

○7番（鵜沢一男君） 残念ですが、答弁不十分です。改めて事業の推進を促したいと思いません。

以上です。

○議長（小安博之君） 以上で鵜沢一男君の一般質問を終わります。

◇ 志 田 延 子 君

○議長（小安博之君） 次に11番、志田延子君の一般質問を行います。

11番、志田延子君。

○11番（志田延子君） 11番、志田です。

2点ほどございますが、1点ずつよろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○11番（志田延子君） 旧一宮保育所跡の活用についてお伺いいたします。

旧一宮保育所跡は、利用について一時、民間活用も考えられていましたが、その後、話は立ち消えになっております。現在は主に1階部分を地元の区とか、それからつくも会などで活用されております。2階部分の活用は少ないようです。そこで、2階部分を、現在、分散収蔵されている住民の皆さんから寄贈された文化財等の保存とか2階ホールでの展示会等に活用できないかと考えております。教育委員会との協議でぜひ実現していただきたいが、町の考え方を伺いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） 質問は終わりました。

答弁願います。

馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 志田議員のご質問にお答えを差し上げたく存じます。

旧一宮保育所跡の活用についてであります。

昨年の7月から無料での貸し出しを開始いたしております。現在は一宮町障害者福祉会、いきいきサロン、市街地地区社協の3団体の皆様が1階管理室の利用をしていらっしゃいます。当該施設の事業者への貸し出しについては、現在、申し込みがないのが現状であります。

ご指摘の文化財の保存・展示スペースとしての利用についてですが、現在、町では資料の調査人員や予算の確保などの体制が十分整っておらず、現状で貴重な文化財等を搬入するこ

とは旧保育所が単なる倉庫となるおそれが高いことから、いまだ検討の段階でとどまっているところであります。しかし、町の貴重な文化財や資料を保存・展示していくことは大変重要なことだと考えておりますので、今後、関係課とさらに協議をしてみたいと存じます。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

志田延子君。

○11番（志田延子君） 11番、志田です。

確かに今、人員が少ないとか予算がないとかっておっしゃいますが、できるだけこういうものはちゃんとしなくてはいけないと思うんですね。特に調書をつくる上でも、資料が分散されていたりするとなかなか難しいことがあります。

ですから、町と一緒にボランティアでそういうものに対して保存だとか協力したいという方はたくさんいらっしゃると思うので、何とかそういう方たちの力を得て、少しでも早く収蔵だとか展示とかをしていただけたらと思っております。広報か何かでも公募してみたらどうかと思いますので、そのような考え方も一考あると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。要望でございます。

○議長（小安博之君） はい。

○11番（志田延子君） それでは、2点目の防犯用監視カメラ設置状況について伺いいたします。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○11番（志田延子君） 町内の一部地域に防犯用監視カメラが設置されております。2020年オリンピックに向けさまざまな方たちが来町しているので、これまで以上に防犯用監視カメラの重要性が増すと考えますが、設置を増やす考えがあるかどうかを伺いたいと思います。よろしく伺いいたします。

○議長（小安博之君） 質問は終わりました。

答弁願います。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） それでは、志田議員の2点目の防犯用監視カメラ設置状況についてお答えします。

町では、カメラつき防犯灯の設置を平成29年度より適時実施しており、平成29、30年度で5カ所設置済みとなっており、令和元年度では当初予算ベースで新たに5カ所設置する予定

となっております。

なお、設置基準については小中学校の通学路を基本に、不審者情報があった場所や人目につきづらい場所をまず選定し、さらに電柱などに設置が可能かどうか、箇所を対象に設置しております。

今後は、それ以外の民間の事業者が設置する防犯カメラについての防犯カメラの設置に関するガイドラインの整備や、防犯カメラの設置に対する補助事業についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

再質問ありますか。

（「再質問じゃなくて要望です」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 志田延子君。

○11番（志田延子君） 答弁ありがとうございます。

今、社会的にも防犯カメラによってさまざまな事案が解決されております。ぜひ当町においても防犯カメラの設置と、それから民間業者に対する助成というのは非常にありがたいと思いますので、これからもぜひ促進していただければと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（小安博之君） 以上で志田延子君の一般質問を終わります。

◇ 内 山 邦 俊 君

○議長（小安博之君） 次に、2番、内山邦俊君の一般質問を行います。

2番、内山邦俊君。

○2番（内山邦俊君） 2番、内山です。

3点ほどご質問させていただきます。1点ずつでよろしいでしょうか。

○議長（小安博之君） はい、どうぞ。

○2番（内山邦俊君） 防災対策についてお伺いします。

津波対策について、平成30年第4回定例会の一般質問におきまして、答弁でハード、ソフトの両面を織りまぜた総合的防災・減災対策が推進されるよう、今年度の立ち上げを予定している検討会で協議を進めたいとのことでありましたが、その後の協議結果をお伺いします。

○議長（小安博之君） 質問終わりました。

答弁願います。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） それでは、内山議員の1点目、防災対策についてお答えいたします。

ご質問の検討会につきましては、一宮町防災対策検討会という組織を3月27日に設立し、同日第1回会議を開催いたしました。検討会の委員には、海沿い、川沿いの区長さんや自主防災組織会長、警察及び消防関係機関、議会代表、学識経験者で構成しております。また、4月には検討会議及びその他の区長さんや自治会長さんに、町の防災に関するアンケート調査を実施いたしました。

今後は全ての区の区長さんや自治会長さんにも委員として参加をいただき、アンケート結果をもとに想定される課題や必要な施策について検討を行い、本町における今後の防災・減災対策を確立してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

内山邦俊君。

○2番（内山邦俊君） 2番、内山です。

減災・防災、この対策は今、急務でございます。早急の対策を検討よろしく願いいたしたいと思います。

続きまして、避難道路の整備についてお伺いします。

新浜地区など海岸線地区の住民は、津波警戒発令時に車で避難する人が多く、歩行者や車の渋滞が起こりパニック状態になると思われれます。町では避難道路整備を検討しているのかどうか、お伺いします。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁願います。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） それでは、2点目の避難道路の整備についてお答えいたします。

津波災害を防ぐには、ハード面とソフト面からの対策が求められています。

ハード面では、避難道路整備等の整備が挙げられますが、コスト面などの問題があり、整備計画については現在のところ作成しておりませんが、今後、先ほども申しました一宮町防災対策検討会の中で検討される重要な議題だと考えております。

なお、ご指摘の新浜地区などの海岸部には、高さ10m以上を有するホテルや保養所などが多く、一時避難所としてもご協力をいただいているところがございますので、浸水が予想される地区では一時避難所へ避難していただくことを第一に考えていただければと思います。

町では、ハード面の対策が先ほど申したように難しいため、当面ではソフト面での対策が最も重要になると考えております。ソフト面での対策とは、すなわち迅速に安全な高台に避難することであり、津波の来襲前に避難できれば犠牲者は限りなくゼロに近くすることができると考えております。

今年度整備を進めている他メディア一斉配信システムの導入により、専用のアプリをインストールしていただいた方々に対して音声と文字による情報を発信し、あわせて防災無線を活用することにより、迅速な避難の呼びかけが行えることで犠牲者を減らせるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

内山邦俊君。

○2番（内山邦俊君） 一時避難場所ということで予定されている場所の中に東京薬業の建物、ここが閉鎖になっております。この辺も考慮しまして、できれば他にあの地区の避難場所を考えていただければと思います。

続きまして、3つ目の質問をさせていただきます。

洞庭湖の観光地復活についてお伺いします。

これは一宮中学校の校歌にもありますが、一宮町の桜名所であった洞庭湖を観光地として復活させる考えはあるのか、お伺いします。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 内山議員のご質問にお答えを差し上げたく存じます。

桜の名所であった洞庭湖を観光地として復活させる考えはあるかとのご質問についてお答えを差し上げます。

洞庭湖は、今おっしゃっていただきましたように、かつて桜の名所として町民はもちろんのこと、町の外からも多くの観光客が訪れ、その方々を魅了する大切な観光資源でありました。しかし現在、桜の木の老木化による樹木の衰退が進んでいる状況であります。また、周

辺の山林も手入れがなされず、大変荒れた状況にあります。この広大な洞庭湖地域をかつてのような花見の名所として全面的に整備するには、大変な労力と費用がかかる上に、費用対効果を考えた場合にも、なかなか将来的な展望を見込むのが難しい状況となっていると判断いたします。洞庭湖の外周には、現在、遊歩道が整備されております。この遊歩道も施設の老朽化が激しく、今後の維持管理に大きな課題となってきたのが現状であります。

こうした現状を踏まえて申し上げますと、洞庭湖を観光地として全面的に整備することは非常に厳しい状況であると言わざるを得ないと判断いたします。

しかし、洞庭湖を含む一宮町西部の里山全体を周遊する上で、洞庭湖の地域、そしてその桜の木は大変重要な景観の一つであると考えます。そのことに鑑みまして、洞庭湖周辺、必要となる部分には桜の補植などを積極的に考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

内山邦俊君。

○2番（内山邦俊君） とりあえず町の財政予算等もあるとは思いますが、海のほうに寄附をしたりとか、そういうお金の使い道があるのであれば、多少なりともこういう洞庭湖とか山のほうも少しは費用をかけていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） 以上で内山邦俊君の一般質問を終わります。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（小安博之君） 次に、8番、藤乗一由君の一般質問を行います。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 8番、藤乗一由です。

それでは、3つの質問がございますが、1つずつ区切らせていただきます。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○8番（藤乗一由君） お願いします。

まず1つ目です。本年のQ S 6000等の集客、その他の状況と効果、町への経済的な還元などについて、以下の4点についてお伺いします。

①Q S 6000（国際サーフィン大会）の集客状況と来場者の内容、昨年までとの比較についてお伺いします。

②今回のQ S 6000やジャパンオープン、これらの状況を見まして、副町長の感想をお伺いしたいと思います。とりわけQ S 6000に関しましては、昨年からの2年間だけでも町から約3,000万円の補助金を支出しているという、この観点からもお伺いしたいと思います。

③大会開催期間の具体的な町への経済的な側面などの効果を具体的にお伺いしたいと思います。前回の答弁の中では、具体的な内容に言及していない、説明が一切なかったために、この点を改めてお伺いしたいと思います。

④これまでサーフィン大会開催を通じたメディア露出ということによる町の宣伝効果をうたっておりまして。しかしながら、その宣伝効果が、これに基づきまして具体的なプランを示していただくことはございませんでした。

そこで、その点踏まえまして、町の経済面や活性化等に向けて、町長は今後、これをどう生かす考えなのか。これまでの成果、データ、こうしたものをもとにご説明いただき、今後に向けた具体的なプランをお示しいただきたいと思っております。

また、今回のQ S 6000に当たりましては、オリンピック推進課の皆様に来場者数の調査の提案を私のほうからさせていただきました。調査方法についてもご賛同いただきまして、ゴールデンウィークの休みを返上して、7日間にわたって、終日、丁寧に調査し集計していただいたので、4回目の今年のQ S 6000の実施で初めて正確な入場者数などのデータを得ることができました。担当課の皆さんには、この努力に大変感謝しております。

この調査という点に関しましてお話しした時点でも、川島副町長にお話しした際に、ご自分で調査をされてはいかがですかというお話もございました。こういうご意見も伺いましたので、ぜひ実際に副町長の立場で、大会を目にした中での感想も含め、お考えをお聞きしたいところです。

以上、ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（小安博之君） 質問終わりました。

答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員から頂戴しましたご質問のうち4番目の質問について、町長の私からお答えを差し上げたく存じます。

このサーフィン大会を通じたメディア露出による町の宣伝効果について、町の立場でこれを強調してきたということが、今後どうやって生かしていくかということ具体的にお話し申し上げるということでもあります。

オリンピック開催が決まってから、テレビ、新聞等のメディアへの露出が格段に増えたことは皆様もご存じでいらっしゃると思います。今現在でも多くのメディアで一宮町が取り上げられているところでもあります。こうしたことから、町の知名度が格段に上がってきているということについては、これは確実な事実であろうかと確信をしているところでもあります。

今回のサーフィン大会の経済的な側面については、後ほど課長のほうからもお話を差し上げます。

今後に向けての具体的なプランということではありますが、まずは私といたしましては、オリンピックの成功に向けて準備を進め、その中で機運醸成をさらに図っていきまして、そういう中で知名度のアップと相まって、多くの方々に一宮町に来ていただくことができると私は考えております。まずはこれを前提として、この方々に町を十分に周遊していただく、そうしたことによって町の活性化を図っていきたいと考えている次第であります。

オリンピック終了後も、恐らく一宮の知名度は下がることはないと思います。そこで、このオリンピック開催時の経験を踏まえて、さらに来訪者の皆様に、海岸部のみならず町全体を十二分に周遊していただけるような、そういったプランをつくっていきたいと考えております。

現在は、具体的にこういう方にこういう案内を差し上げるというところまではできておりませんが、周遊マップあるいはガイドブック、あるいは人間的なガイドの配置など、そうしたことも今後、検討していければと考えているところでもあります。マップについては既に作っているところではありますが、今後、さらにそうしたものを増強していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（小安博之君） 川島副町長。

○副町長（川島敏文君） 藤乗議員の2番目の質問にお答えいたします。

Q S 6000とジャパンオープンの感想ということですが、Q S 6000はゴールデンウイークの10連休中に開催したこともあり、過去4回で最大の来場者を記録したほか、これに続くジャパンオープンも大いに盛り上がり、オリンピックに向けた機運醸成に大きく寄与したものと認識しております。

また、今回のQ S 6000においては、藤乗議員や鶴野澤議員のご協力もいただき、町が来場者に対するアンケート調査も行いましたが、大会観戦のために県外からお越しになった方も多く、宿泊施設や商店への需要もあったことが改めて確認できました。

さらに、Q S 6000に対する支援を含むオリンピックの成功に向けた取り組みなど、一連の町の施策は、町の知名度向上、移住定住の促進、ふるさと納税の増加など、一般に経済効果には分類されない効果も生み、町の活性化に大きく寄与していると認識しております。

○議長（小安博之君） 高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） それでは、藤乗議員の1番目の質問にお答えいたします。

今年度開催のQ S 6000大会ですが、集客についてはおよそ3万人であります。これは主催者の発表ですが、今回藤乗議員のご協力をいただき、町でも来場者数のカウントを実施し、およそ同数であることを把握しております。昨年の大会来場者数が2万2,000人ですので、8,000人の増加になります。

内容につきましては、4月30日は悪天候ということもあって最少、終盤の5月3日、4日に有力選手、とりわけ町内在住の大原選手、稲葉選手が登場したこともあり最大になっております。

続きまして、3番目の質問ですが、大会期間の経済的な側面などの効果ということでございますが、先ほども出ましたが、期間中に来場者アンケートを実施いたしました。145名の方から回答をいただき、町内で飲食、買い物、宿泊した方の利用金額について問うたところ、飲食された方が87名、買い物をされた方が66名、宿泊が21名でした。さらに、これらに使われた金額を尋ねたところ、総額で67万5,600円でありました。1人当たりいたしますと4,659円となります。来場者数は延べで3万人ですので、重複した方を除き、実数を1万人と仮定し計算いたしますと4,659万円となります。平均値及び仮定から得た数字でございますが、アンケートの結果からはこのような経済的な効果があったものと推測されます。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁は終わりました。

再質問ありますか。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） それでは、ただいまの答弁に関しまして再質問させていただきます。

来場者数について、主催者発表というお話もございましたが、主催者発表はどういうイベントの場合でも多少盛って発表するというのは通常のことでございますので、実数約2万5,000人ということだったそうですけれども、この辺のところは実際に町の事業を検討していくという時点では、実数できちんと検討していただくということが必要ではないかなと思

います。

それでは、再質問1番目としまして、以前にもお話しいたしましたが、過去に実施しましたちばぎん総研の経済効果調査、こうしたものにつきまして、明確な根拠に基づくものではなかったと考えております。それは町へサーファーが年間60万人、またQ S 6000の来場者数、2017年時点で2万人という根拠の不明なデータによるからです。

今回も推計で4,000万円以上の経済効果があったというお話ですが、推測が本当に正しいのかどうかという点につきまして、店舗からの聞き取り、こうしたことを行い、データの裏づけをとることが必要だと思います。

こうした裏づけ調査、それについての取り組みというものがこれまで全くなされていませんでした。つまりデータ、情報、これを重要視するという姿勢がなかったわけです。ただただ不正確な情報をそのまま受け入れると、主催者発表の数値をそのまま受け入れるということは通常のやり方ですというお答えを以前にも何度かお伺いしましたが、それでは例えば一般企業であれば売り上げがどうなるかということを見誤ってしまうことになります。

この推計値の正確さだけでなく、来場者数、観光客への対応がどうあるべきかといった生の情報は聞き取りなどによって得られるはずですが、その上で本当の効果、問題点の把握、これらを分析し、対応する必要があると思います。こうした点についてどのようにお考えなのかということをお聞きしたいところです。

企業や事業者の立場で見ますと、マーケティングの入り口に当たるところですから、基本、基礎の基礎です。そうした考え方、視点を持っていただかないと、町の事業として今後の町の活性化、発展という部分につながらないと思います。それでなければ、この大会への補助金、こうしたものがどうせ財源は税金だからと、人の金だからという感覚だろうというふうには評価されてしまいます。その点についていかがでしょうかということ、1つ目としてお伺いしたいと思います。

2点目としまして、町長答弁の中に、オリンピック終了後は開催地の地の利を生かして、サーファー、観光客の誘致を図っていくという旨のお話がありました。オリンピックが終わっても一宮の人気は衰えないだろうというお話です。しかし、具体的にどういうふうに、どこに力を入れるというプランがございません。先ほどの内山議員からの洞庭湖周辺、里山の整備によってというようなものも重要なプランの一つだと思います。そういうプランが常に先送りになってしまうと、そういう感が否めません。

私の考えにつきましては、議会でもたびたび申し上げておりますので想像がつくかと思い

ますが、一宮のこうした自然の資源、こうしたものも含めて活用していただきたいと思っています。

サーファー増というサーファーの数をどんどん増やすということを一つの目的にしているというお話ですが、サーファーが増加してもサーファーはほとんど町にはお金を落とさないということを通常言われております。これはなぜかというのは、サーフィンをしに来る方は、いわば日常的にスイミングですとかジムに行ったりとか、そういう感覚と余り変わらないものです。ですから、そうしたジムに行ったりする方皆さん、それぞれ通うたびに、毎回飲食店で相当飲食して消費したり、買い物をしたりということをするのはございません。それと同じ感覚だというふうに思っていた方がいいと思います。そのためにコンビニでのコーヒー1杯しかお金を落とさないんだということが言われるわけです。

今回のゴールデンウィークでの大会、これは恐らくそれなりに飲食店などにも好影響があったと思われまふ。実際にそのようです。というのは、こういうイベントに関しましては、かなり特殊な状況であろうというふうに思われまふ。お祭り騒ぎということです。晴の日には晴の日なりの消費行動もあるということです。ですから、そればかりを常にサーファーが増えればそうなるというふうに考えるのも誤りだと思われまふ。

サーファーの数ということばかりに……

○議長（小安博之君） 藤乗議員、再質問であれば、要旨を整理され簡潔に質問願われまふ。

○8番（藤乗一由君） サーファーの数ということばかりに目が行ってしまうということは、方針を見誤るということになると思われまふ。サーフィン以外の魅力をしっかりアピールできるような施策をお願いしたいと思われまふが、これら今申し上げた点について、どのようにお考えか、お伺いしまふ。

○議長（小安博之君） 再質問終わりました。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 2つ目のご質問にお答えを差し上げたく存じまふ。

私は、今、藤乗議員がおっしゃったことに全く異論はありません。我が町にある大事な文化的あるいは観光的資源はサーフィンだけではありません。玉前神社、内山議員がおっしゃった里山、そして農地、あるいは一宮川、こうしたものも大変重要な私は資産であると思われまふ。

そうした全面にこの来訪者の方が目を向けていただくような、そういう努力を私もしていきたいと思われまふ。それは藤乗議員と全く気持ちは一でございます。

具体的な施策として今、例えば洞庭湖に先ほどの答弁で申しあげました。かつての洞庭湖のような、林床に全く雑木、落ち葉のない状況にまで整備する、大変なお金がかかりますので、今私はそれを直ちには考えておりませんが、現状を前提としたとした上で市街地、また里山、そして農村部、こうしたところも町の魅力として、海岸部でのサーフィンの魅力とあわせて、外からお越しになられる方に存分に味わっていただけるような方向に持っていきたいと、そのように考える次第であります。そして全面的な各回路での消費に来訪者の皆様の行動が繋がっていくことを構築していきたいというふうに思う次第であります。

ただ、なかなかこれが、今、藤乗議員もおっしゃっていただいたとおり、それぞれの皆様の性向というのがございます、好みというものがございます。ですので、直ちにまたこれは行政で説得するというものでもありませんので、なかなかこういった各グループに分かれてお越しになられる方を相互につなげるというのが、今の段階では難しいと思います。

しかし、オリンピックという経験で、こうしたことも一定程度、私は展望が開けてくるんじゃないかというふうに期待をいたしているというところが正直なところであります。行政のできる範囲では限られているところでもありますけれども、今おっしゃった方向に進みたいと考える次第であります。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁行いますか。

高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） それでは、1つ目のほうの再質問ですけれども、藤乗議員のご指摘のとおり、今回の数値はあくまでも推計であり、明確な根拠に基づくものではございません。

今回の調査では、藤乗議員や鶴野澤議員にもご協力いただきましたが、限られた人員、時間での調査となり、どの店舗に幾らお金を落としたかなど、具体的な内容までは確認はできておりません。また、問題点の一つとして、町なかにどれだけの効果があったのかを分析する必要があるとは考えておりますが、現状ではできておりません。今後、可能な範囲で店舗等に聞き取りを行うなど、確認をとる必要はあろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁は終わりました。この件につきまして、再質問はもうできません。

次の質問願います。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 私としましては、広角的で計画的なプランづくり、投資をしていただきたいと思えます。このプランがないということは大変残念なことであり、幾つかのプランづくりをしていただくということを要望いたします。

また、マスコミ露出ということに関しまして、これについても具体的にどういうことをしていくというのがございませぬが、私は、現時点で考える中では、マスコミ露出によるこの宣伝効果をふるさと納税に生かすという部分しか、現状では有効な利用策は考えにくいのではないかとこのように考えております。

そこで、2点目の質問としまして、ふるさと納税制度への今後の当町の対応、取り組み等についてお伺いしたいと思えます。

これについても以下の4点ほどお伺いします。

①当町のふるさと納税の現状、内容、傾向についてお伺いします。返礼品のタイプごとの件数ですとか金額、この傾向、顧客の傾向ですとか増減の動向、こういったものについてでございます。

②他の自治体の例、これと比較した中で、当町の場合の現在までの問題点、課題、今後それに対応する対策や見通しをどう考えているのかという点についてお伺いします。

③今後の一宮町への大幅な寄附の増加、増額、これを目指したときに、これを視野に入れた目標の設定ですとか対策、方針、これをきちんと設定すべきであるというように考えます。これについてどう考えるかという点です。

④馬淵町長としまして、この寄附を今後どう活用してまちづくりに生かすという考えがあるのかと、そのビジョンについてお伺いします。

これらの質問に関しまして少し説明させていただきますが、全国では数々の自治体がふるさと納税の寄附額アップ、これを競ってしのぎを削っております。佐賀県の上峰町などでは六十数億円のふるさと納税をいただいております。人口9,000人余り、面積は一宮の半分ちょっと、吉野ヶ里遺跡の吉野ヶ里町に隣接しているところですが、この額は実は一宮町の一般会計をはるかに上回っているわけです。それにもかかわらず、大阪の泉佐野市のように国からおとがめを受けるということなく、通常に運営しております。

一宮町としては、むしろこうした面での増収を見込んだ積極策に転ずるということも必要ではないかと考えます。これまでサーフィン大会開催によりマスコミへの露出アップが、この宣伝料が金額に換算して数百万円だという威勢のいい話ばかりでしたが、実際に何にその宣伝効果を使うのかということが示せていないわけですから、むしろこれをうまく利用する

という考え方も必要ではないかと思えます。

これまで再三にわたって効果や方法はと言っても全く具体策を示せない以上、そこにしか有効な活路がないのではないかとも思われます。町政にはむしろ目先のそういうイベント、お祭り騒ぎ、これにばかりとられるということではなくて、視点を変えて地道にやっていたきたいというふうに考えております。

以上、ご答弁をお願いいたします。

○議長（小安博之君） 質問終わりました。

答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員の4つ目のご質問にお答えいたします。

それと今、趣旨説明ということで補足をいただいたんですけれども、私もイベント頼みの人集めというのは余り効果のないものだというふうに考えております。コンスタントにお越しただいてカジュアルに楽しんでいただく、そうした文脈を十分に町の中に構築できるかどうか、恐らくいわば花火のような一過性のイベントよりも大きな潤いを町にもたらすものだろうと考えております。

せんだってまでのQ S 6000につきましては、オリンピックの準備という特別な文脈の中で私どもも重点項目としてとり行ったわけでありましてけれども、私の考えといたしましても、そうした大きなイベントのみに頼るということは全く考えておりませんので、そこはどうぞご理解を賜ればと存ずる次第であります。

さて、ふるさと納税の利用について、今後どう活用しまちづくりに生かすのかということでもあります。これにつきまして、現在の状況はどうであるかということですが、サーフォノミクス推進事業、釣ヶ崎海岸周辺整備事業、図書館整備事業、高齢者福祉事業、保育所整備事業、上総一ノ宮駅東口開設事業、町のPR事業、その他町長が認める事業という8つの事業が枠組みとして設定されております。その中で寄附者の方が用途を指定してご寄附いただけるような仕組みとなっている次第であります。

この中で、私といたしましては、今後私が重点項目と考える事業、そうしたものをまた加えていく、あるいはこの中にあるもので当面終了したと考えられるものは、またこれを削っていくというようなことも考えたいと思っております。

いずれにいたしましても、これは寄附金として皆様から頂戴するものでありますので、町の重点的な施策に反映させて大事に使っていききたいというふうに考えるところであります。

以上です。

○議長（小安博之君） 渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） それでは、藤乗議員の1点目のご質問、ふるさと納税の現状、内容、傾向についてお答えします。

本制度は平成20年度に創設され、本年度で12年目を迎えております。本町では、これまで総務課で事務を所掌しておりましたが、この4月から企画課に事務を移行して取り組んでおります。

ふるさと納税の現状でございますが、寄附額の実績としまして、平成20年度から30年度の総額としまして3億7,843万3,767円、総件数は1万2,990件となっております。このうち返礼品等の経費を差し引いたいわゆる基金の総額としましては、平成30年度末で2億770万7,000円となります。

現在、ふるさと納税の申し込みにつきましては、自治体登録件数で全国1位のふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を活用して全国の皆様へ発信をしております。

また、返礼品の状況としましては、町の農産物であるメロン、トマト、梨、落花生を初め、お酒、お菓子、加工品、Tシャツなどの特産品、イチゴ狩りや乗馬、宿泊施設やゴルフ、海岸駐車場の利用券のほか、サーフィン満喫券などがございます。

平成30年度の返礼品のタイプ別の件数と寄附金額につきましては、特産物が1,872件で全体額の約22%で2,537万1,000円。一方の利用券は2,565件で全体額の78%で8,915万円となり、利用券の占める割合が多く、この利用券のうちサーフィン満喫券とゴルフ利用券に人気がある傾向となっております。

顧客の傾向としましては、地域別の金額比率では関東の方が86.5%を占めております。また、年代別の割合では40代、50代、30代の順となっております。

次に、2点目のご質問、当町でのふるさと納税の問題点、課題点、今後の見通しについてお答えします。

当町におけるふるさと納税は、これまで増加傾向であり、平成30年度は過去最高の1億1,586万9,000円となりましたが、これは昨年11月以降に返礼割合を3割以下に引き下げたことにより、昨年の9月、10月に駆け込みで大幅に寄附が増えたことなどによるものであり、返礼割合が年間を通して3割以下になる今年は正念場であると認識しております。

一方で、本年6月1日からは国の制度の見直しにより、全国一律で返礼品は地場産品に限り、返礼割合も3割以下となったことから、今後はいかににより多くの方々に一宮町を応援し

たいという気持ちを持っていただくとともに、幅広く特色と魅力ある返礼品を発掘するかが寄附の多寡を大きく左右するものと考えております。

3点目のご質問、今後の目標づくりと対策、方針設定につきましてお答えします。

ふるさと納税につきましては、まちづくりを進める上で貴重な財源になり、また返礼品を通じて特産品等を全国の皆様に紹介する有益な機会ともなりますので、当町では今後とも積極的な取り組みを推進したいと考えております。

推進する対策案としまして、返礼品の新たな発掘のほか、新たに納税ポータルサイトを増やすことで幅広い寄附者への魅力発信などが可能となりますが、当然、これらに要する経費等が必要となってまいります。それらを踏まえて、本町のふるさと納税がさらに魅力ある効果的な事業となるよう研究してまいります。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

再質問ありますか。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 8番、藤乗です。

それでは、ただいまのご答弁を踏まえまして、再質問をさせていただきます。

3点ほどございます。

1点目は、情報データの収集という点についてです。

金額的には年々増加傾向にあることは大変喜ばしいことです。しかしながら、その中身について利用者の声を取り入れたり、内容の分析をするということによって、今後の方向性をさらに見定めていくということができるようになると考えます。先ほどの宣伝の効果、宣伝の方法といった面でも、どういうふうにご利用したらいいかというところは、そういったところから考え得るのではないかと考えます。

こうした情報データの収集が必要ということを考えますが、一宮の場合に、物よりもサービスタイプのふるさと納税が圧倒的に多いと伺います。8割方がサービスタイプでサーフィン満喫券、宿泊利用券、ゴルフ場の利用券といったものが主になっていると伺いますので、町で直接こうした利用者の声をお聞きするという場面は、なかなか労力の面でも難しいと考えますので、協力事業者の方に任意でご協力をお願いして、利用者の声、こうしたものを集めていただくということは可能ではないかというふうに考えます。

これも先ほど申し上げましたように、企業活動でいえばマーケティングということになり

ます。また、この増収を見込むにはそれなりの投資も必要ということで、こうした労力だけでなく宣伝の投資ということも考え得るのではないかと思います。これが1点です。

2点目、ふるさと納税の大幅増加策として、複合的なプラン、施策、こうしたものが必要だと考えます。今申し上げたように、サービス分野での利用券の売り上げが圧倒的に多いので、それらの方は基本的に一宮に来庁するという形になります。来庁していただいてさらに消費を促すというような考え方が重要だと思います。

そこで、ふるさと納税増収で考えられることとしましては、もちろん当然新たな商品、産品づくりというのは第一にあると思います。農産物ですとか工芸品、加工食品、こういったものが考えられます。

さらに、もう一つとしまして、新しい形態のサービス商品が一宮ではうまくいっているということですので、これを体験型ということも含めまして、農業ですとか自然体験、こうしたものも含めて、あるいは飲食業にかかわるような体験というようなことも含めまして進めると、計画づくりを町としても労力、コストをかけながらもやっていくということも必要ではないかと。

さらに、再三申し上げているサーフィン効果による露出度アップ、これを宣伝にうまく利用するというふうなこの3つの点、さらにこれらが複合的に相乗効果を生むような考え方というのが必要だと思います。特に飲食業、そうした業態へお客さんが回るといったような考え方ができるようなやり方、検討していただきたいと思います。

3点目、寄附の利用、これに関しましてですけれども、ある程度特定の事業に集中して効果的に行うべきと考えます。今、先ほどご説明にあったように、ふるさと納税の寄附の入れ物が8つあるということですが、これを今後、ある程度集中して、年度ごとにこれを利用していくというプランをきちんとつくっていただくと、選択と集中ということですが、それによって一つずつ事業を進めていくという考え方が必要だと思います。あえてこの8つの入れ物を少なくして、きちんとしたプラン、ビジョンに基づいて事業を進めるということです。これらについてどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○議長（小安博之君） 質問終わりました。

答弁願います。

馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員の3点目の再質問にお答えを差し上げたく存じます。

私は、藤乗議員のおっしゃったことは大変理にかなったことであると考えます。常に8つ

の箱が並んでなければならないとは全く考えません。町のほうで最も重要な項目というものに絞り込みつつ巧みに運用するということは、極めて効果的であろうかと考えますので、これは検討をいたしたいと存ずる次第であります。

以上です。

○議長（小安博之君） 渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） それでは、1点目の利用者の声、内容の分析についてお答えします。

一宮町に対するふるさと納税の寄附額は、制度を導入した平成20年度に627万円だったものが平成28年度に7,538万2,000円、平成29年度に1億108万3,000円、平成30年度に1億1,598万8,000円と順調に増加しており、このことが一宮町のふるさと納税の多くの方にご満足いただいている何よりの証左であると思っております。

一方で、当町がふるさと納税のポータルサイトとして活用している「ふるさとチョイス」には、寄附者に当該自治体を選んだ理由や感想のほかに意見を記入できる欄がございますが、同サイトを通じて4年間、町に寄附をいただいた延べ1万3,000件のうち、ご意見等をお寄せいただいたのは2件にとどまっており、ふるさと納税にご協力いただいた方から統計上有益な数のアンケートを実施することは困難であると認識しております。

また、寄附者の属性、男女の別、年齢、居住地や返礼品などについては膨大なデータが蓄積されており、こうしたデータを分析することのほうが新たに経費をかけてアンケート調査を実施するより有効であると考えております。

次に、2点目のご質問、ふるさと納税の大幅増加策についての再質問にお答えします。

複合的な施策を実行すべきとのご提案でございますが、新たな商品づくりや新形態のサービス商品づくりについては、意欲のある事業者と連携して魅力ある効果的な返礼品を生み出したいと考えておりますが、現体制と予算の中では限りがある状況でもございます。

また、サーフィン効果を利用した宣伝につきましては、既にサーフィン満喫券はふるさと納税の返礼品として人気も高いことから、閲覧する寄附者の皆様の目にとまる魅力ある返礼品を多種そろえ、さらに一宮町の知名度が高まるよう今後取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小安博之君） ほかに答弁ありますか。ないですか。

以上で再質問に対する答弁終わりました。

続きまして、通告書の3番目の質問のほう、よろしく申し上げます。

藤乗一由君。

- 8番（藤乗一由君） ただいまの答弁に関しまして、私のほうから要望として1点、お願いしたいと思います。

寄附の利用に関しまして、私は事業をある程度特定して投入していただきたいと申しあげましたが、これには目先のイベント、こうしたものにとられるということではなく、長期的な視点に立って計画的に事業を、まずプランづくりをするというところから進めていただかなければいけないと思いますので、そうした視点に立ってプランづくり、そして利用の仕方を検討していただきたいと思います。

次に、質問3点目について述べさせていただきます。

- 議長（小安博之君） どうぞ。

- 8番（藤乗一由君） 町の公共施設、教育施設に関して、利用者、町民、児童生徒の立場に立った施設、備品等の改善を求めるという質問です。

これについて、以下の3点、質問項目がございます。

①公民館を初めとした一宮中学校、GSSセンター、振武館などは改築あるいは大規模改修など、本来大きく手を入れる必要がある状況です。ですが、現状ではそうした計画が進められておりません。現状でいきますと、少なくとも今からそうした協議に入ったとしても、数年先あるいは10年先ということになってしまうと思います。

これまでの質問の中で何回か質問した中でも、明確なプラン、計画、そうした予算の面も含めて計画されていない、そういう状況でありますので、せめて利用者の皆さん、あるいは学校ですと児童生徒の立場に立った利用しやすい施設づくりということで、施設の一部や備品などだけでも改修、改善をすべきであると考えます。

言いかえますと、古いのはどうにもしようがないとしても、安心して気持ちよく皆さんが利用できる、子供たちも利用できる、そういうふうにしてほしいということです。これについて町長の考えもお伺いします。

具体的に申し上げますと、例えば学校のトイレです。GSSセンターや公民館、振武館などについても、一部だけが洋式トイレがございますが、現在、いまだに和式トイレが数の上で上回っております。子供たちの場合などは、もう既に家庭におきましても和式トイレを利用されているという例はほとんどないということなので、子供たちも大変困っているという状況でございます。

また、振武館では、今年の11月に加納公の没後100年記念イベントが行われるということが検討されていると伺いますが、それにもかかわらず、ここでもトイレや備品、こうしたものに大変問題を抱えている現状です。GSSセンターの場合などは、トイレだけでなく2階の観客席、これが大変たくさん壊れておりまして、見た目で見ただけでもほぼ4分の1ぐらいが壊れていたり危険な状態であるというふうになっておりますが、これは長年放置されたままです。こんな状況でございます。

2点目にいきますが、町では移住定住促進に力を入れております。それにもかかわらず、こうした施設の利用環境が整わない、こういう現状を町民の皆さん、移転者の方、あるいは外から転入してこられた子供たち、どう受けとめているのかと、これを認識しているんでしょうか。他の自治体では、むしろ単なる宣伝だけでなく、生活のしやすさや利用のしやすさにも力を入れているというところは大変多いと感じます。町民からの聞き取りなどはしているのでしょうかという点です。

3つ目です。施設利用者や児童生徒の利用環境、学習環境の改善計画が具体的にあるのであれば、これをお伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小安博之君） 質問は終わりました。

藍野教育長。

○教育長（藍野和郎君） それでは、藤乗議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、1番、3番のご質問についてでございますが、現在、具体的な施設利用者や児童生徒の利用環境、学習環境の改善計画はございませんが、町では平成25年11月に国の関係省庁連絡会議にて決定したインフラ長寿命化基本計画に基づきまして、平成29年3月に一宮町公共施設等総合管理計画を策定しておりまして、今後は個別施設ごとの長寿命化計画の策定を進めてまいりたい、そういうふう考えております。

今後、学校施設の長寿命化計画策定に当たりましては、地域の皆様方の幅広いご意見を承って進めてまいりたいというふう考えております。

具体的には、一宮中学校普通教室棟、昭和47年3月に建設されて以来、本年で47年が経過しております。したがって、経年によります建物の損耗や機能低下ということもございまして、復旧費用も年々上向く傾向となっております。来年1月末には普通教室棟のエアコン設置が完了いたします。しかしながら、校舎は老朽化によりまして整備を要する箇所が多数ございます。引き続きまして、学校との連携により正確な施設の実態把握に努めまして、

藤乗議員のご指摘にあるように、古い施設であっても児童生徒が安心して学校生活が過ごせるような、そんな学習環境の整備を進めてまいりたいと思います。

また、一宮町G S Sセンターにつきましては、バスケットボールやバレーボールなどが行われるメインコートのフロアにつきましては、平成29年度にスポーツ振興くじ助成金を活用いたしまして大規模な改修工事を実施させていただいております。

また、一宮町中央公民館につきましては、耐震補強やバリアフリーなどについて、施設整備が十分でないところがございますが、椅子や机のほか、DVDプレーヤーなどの備品類について、新しいものへと更新してまいっております。

藤乗議員のご質問にもありますように、施設の改築や大規模改修は予算の関係ですぐに対応できないこともございます。小規模な修繕や備品類の購入などにつきましては、利用者の皆様に使いやすい施設となるよう整備してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私も藤乗議員のご質問にお答えを差し上げたく存じます。

先ほど藍野教育長よりもご説明を差し上げましたが、学校、社会教育施設につきましては、これから長寿命化計画を策定していきたい。その際には、さまざまな関係者の皆様からご意見を頂戴しながら進めていきたいと考えております。

また、我が町にはそれ以外の公共施設につきましても、老朽化が進み大規模改修を要する施設が多く存在いたします。こうしたもの全体を展望いたしまして、今後の改修計画全体として策定を推進してまいりたいと思います。

来年でオリンピックが終了します。オリンピックと上総一ノ宮駅東口の開設といった大きな、いわば通常ではなかった事業がございました。これが終了し、また一段落するとともに、私どもが元来抱えている、こうした公共施設の老朽化に対する問題というものが喫緊の課題として再度浮上してまいります。ここに向けてしっかりと全体状況を把握して、一步一步着実に進んでいきたいと考える次第であります。

そして2番目、町民、転入者の皆様から、我が町のこの公共施設あるいは教育施設の利用環境が整わない状態についてどのように受けとめられているか、認識しているかということでもあります。

先ほども申し上げたとおり、2020の東京オリンピック・パラリンピック、特に私どもの町ではオリンピックでございますが、開かれるということで、日本のみならず世界各国からも

注目を集めつつあるわけであります。そういう中で、私どもの町には一定程度移住をしてくださる方が現在いらっしゃるという状態であります。町も移住定住には力を入れておるところであります。実際に私が感ずるところでは、現在の学校施設あるいは社会教育施設、これは町民の皆様、転入者の皆様から見ても決して十分ご満足をいただけるというところまではいっていないのではないかと思います。

先ほど藤乗議員からご指摘いただいたさまざまな問題点も、私も重々、積年の課題として今日に引き継がれてきておりますので意識しているところであります。そうした状況を一気に全てを解決するのはなかなか難しい状態ではあります。おっしゃるとおり安心・安全であること、これは最低限の要求水準であります。これについてはどこまでも確保していきたいと考えております。最重点課題として、これを確保していきたいと思っております。

こうした公共施設の利用、利便性などについて、これまで町民の方からの聞き取りなど、体系的に行ったということはなかったと思います。しかし、今後の改修計画を策定する中で、今おっしゃっていただいたような利用者の方々の皆様のお声というのは、きちんと私どものほうでも聞き取りなどをさせていただき、そうしたご意見、ご要望を取り入れながら計画の策定に反映させていきたい、また個別的な現在の状況の改善にもそれを反映させていきたいと考える次第であります。

以上であります。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

再質問ありますか。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 8番、藤乗です。

先ほどの質問の中で、ふるさと納税の利用についてもお話をしておりましたが、私は町の事業としては、町民の皆さんの安全・安心という防災を含めた事業が一方で第一に重要であると、それとともに教育や子育て、こうしたことに重点を置くべきというふうに考えております。ですから、この寄附についての重点的な利用をというふうに申し上げましたが、こうした方面に計画的に集中すべきというふうに考えております。

学校施設の長期的な計画を立ててということですが、毎年、修繕に係る費用、こうしたことも増大してまいります。そうした施設利用の面で安全・安心ということも重要だと思えます。サーフィンの大会、プロサーファーへの賞金、これに2年間で3,000万円、これにも使われていくという巨額の補助金が出ているにもかかわらず、子供たちに満足できるような、

安心できるような、気持ちよく使えるようなところに投資されていない、我慢させているということでは大変子供たちがかわいそうです。そのままでもいいのでしょうか。

また、ご高齢の皆様もいらっしゃいますし、町の施設を利用する方々もかわいそうです。各種の施設を利用する子供たち、町民の皆さんのお気持ちに寄り添う事業というのも必要ではないでしょうか。この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小安博之君） 答弁できますか。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） 再質問にお答えします。

個別の修繕及び全体計画の方向性につきましては、先ほど町長及び教育長が答弁したとおりでございますので、私のほうからは今後の全体の計画についてご説明申し上げます。

先ほどから申しているように、長期計画はどうしても必要なものでございますが、現在の町で持っております公共施設等総合計画をさらに推し進めていくには、教育施設だけではなく排水機場などの公共施設全体の種別ごと及び個別施設の方向性を整理し、施設管理についての基本方針の検討が必要となります。

まず、この基本方針の策定に当たっては、数値目標の設定だけではなく、利用者の方や議会等の協議の場も当然必要と考えております。その上で、この方針に基づきながら実行可能な予算とスケジュールを作成し、施設種別ごと及び各施設ごとに整理していくこととなります。

しかしながら、これらの作業は多くの施設の整備に向けた方針の作成や予算見積もりなど、データの積み上げだけでも膨大な時間と労力を要することから、現状の町の体制では短期にこの計画を策定することは現実的ではない。このため、まずはその体制づくりから着実に地に足をつけた取り組みを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員の再質問に私からもお答えを差し上げたく存じます。

ただいまおっしゃっていただいたご質問の中で、Q S 6000の投入金につきまして賞金へ充当されるというふうなご言及をいただきましたが、事実関係といたしましてはそういうことはございませんので、どうぞよろしくご理解のほどお願いいたします。

また、オリンピックについての、オリンピックというものの来訪という特別な文脈の中で、サーフィン大会への補助といったものも行われたものであります。その点もご理解いただけ

ればと存じます。

町の皆様の日常的な子供さん方、またご高齢の皆様がお使いいただく施設のほうを犠牲にしながら浮かれているということは、私は全く考えておりません。そのような気持ちはございません。順序を追って的確に、しばらくお待ちいただくことにはなろうと思いますが、必ずそちらへと進んでいきたいと考える次第でございます。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（小安博之君） 再質問に対する答弁は終わりました。これ以上の再質問はできません。

要望等ございましたら、端的にお願いいたします。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） それでは、要望でもって終わらせていただきます。

結論としまして、曖昧な少々かた苦しいご回答でございました。残念ですが、かた苦しいご回答ありがとうございます。

そこで、あえてもう一度申し上げさせていただきます。

イベントやお祭り騒ぎ、打ち上げ花火のようなものにどうしても目が向いてしまうという状況です。そればかりに支出をするのではなく、足元をしっかりと固めて、子供たちや利用者、町民の皆様の思いに寄り添うような計画を同時につくっていただかなければ、せつかくのサーフィン大会などへの投資も役に立ちません。それを後回しにして、これから考えていきますというのは少々後づけではないかというふうに考えます。そうした皆様の思いも念頭に入れてやっていっていただきたいと思います。

また、お金には色分けはできませんので、建前上は町長のおっしゃるとおりかもしれませんが、現実的には何とも言いようがないなというふうに思います。

以上です。

○議長（小安博之君） 以上で藤乗一由君の一般質問を終わります。

ただいま日程第8、一般質問の途中ではありますが、ここで休憩いたします。

なお、会議の再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時01分

○議長（小安博之君） 会議再開前に皆様にご報告いたします。

9番、袴田 忍君から一身上の都合により、しばらく離席する旨の、申し出がありました

ので、ご報告いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 大 橋 照 雄 君

○議長（小安博之君） 4番、大橋照雄君の一般質問を行います。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 4番、大橋でございます。

私、3つ、大きな番号で質問をする予定になっておりますけれども、これは一つのくくりで全部おさまる内容なんで、全部1回で質問したいと思います。

○議長（小安博之君） はい、どうぞ。

○4番（大橋照雄君） 私は、馬淵町長の立派な公約を信じ、投票した1人です。そして、今、多くの町民の方々から、公約を実行する姿が一向に見えないと私のもとへ声が届いています。

公約は多数ありましたが、町の収入を徹底的に増やす中長期的な計画、情報公開はどのように取り組み、どうなっているかをお聞かせください。

質問の2番。

防災対策の見える化を求める。

最近、各地で自然災害が多く発生している。近隣市町村では30年以内、80%の確率で発生すると言われている津波対策が行われているが、一宮町はそれが確認できない。いつまでにどう対応するかをお聞かせください。

質問、3番。

オリンピックの取り組みの見える化を求める。

オリンピック開催まであと1年余りとなった。公約のグローバルな大会とは具体的にどんな大会なのか。どう取り組んで、どこまで進んでいるのか。

また、負の遺産が最近騒がれておりますが、何を想定し、いつまでにどんな対応をするのか、お聞かせください。

以上、3点お願いします。

○議長（小安博之君） 質問は終わりました。

答弁願います。

馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員のご質問にお答えを差し上げたいと思います。

私の公約についてのご質問からお答えを差し上げます。

まず、町の収入を徹底してふやすということについてでございますけれども、町の収入を増加していくということの具体的な施策としての実績について、お話を差し上げます。

前回も同じご質問をいただきまして、回答を差し上げたわけでございますけれども、私の考えでは、商工業、農業、サービス業といった地場産業、規模的には中小の規模が多いかと存じますが、そうした個人事業者を中心とする地場産業の育成が何より重要だと考えております。

商工業については、駅前に観光拠点施設を開設いたしました。こちらは、観光でお越しになる皆様をこちらの拠点施設でお迎えすると、そういった取り組みとして行われたものであります。来訪者も売り上げも増加という結果が、おかげさまで出ております。

観光案内所の平成30年度の来訪者実績は7,399人でありました。また、物産直売所、こちらの売り上げは前年比、この前年というのは移転以前でございますけれども、比べて15.2%の増加でありました。まずは順調な滑り出しと考えております。

町なかにもまた、SUZUMINEという施設を、一宮リアライズという会社によって設営を行っていただきましたが、こちらに入っておりますテナント、宮市さんあるいはうみかぜさん、こうしたテナントのお店も、玉前神社への参拝客の増加を受けてのことだと思いますが、来訪者が増加中であるということでもあります。

こうした一つ一つの拠点が、それぞれにお仕事を展開していくということを通じまして、商店街の再度の活性化、そして観光客がお越しになられて消費をしていただく、その総額の増加につながると考えております。

また、平成30年度から特産品開発支援事業を行いました。これは、平成30年度は1件ございまして、町内でのおみやげを開発する団体が、町の特産品の代表であるトマトを使った、幸福いっちゃんゴーフレットというものを開発して、今、販売をさせていただいております。

この商品に続いて、また今年度以降、新たな地場産品が開発されることを大いに期待をしているところであります。この後継の商品の開発につきましても、現在募集をしているところであります。

こうしたことで、一つ一つの拠点到今までなかった経済活動を展開していただくということで、少しずつ進めているところであります。

さて、中長期的な計画の取り組みについて申し上げます。

日本全国で既に人口減、あるいは高齢化が進んでおります。その中で、一宮町だけ人口を

倍増させて都市となっていくことは不可能事であろうかと考えます。その中で、幸いにも現在、私ども一宮町は移住の方が一定程度いらっしゃる。人口を維持している、外房では数少ない自治体であります。

この移住のモメントを衰えさせず、若干の増加を維持して、そして今よりも縮小させないことをしていく。そうしたことが、実現可能な目標ではないかと考えております。

そして、町の財政的な基盤として、ここで大事なのは、私は大企業の力に依拠するのではなくて、先ほど最初にも申し上げました、中小の事業者の皆様のお力の結集によって町全体を支えていく。そうしたことが最も望ましいのではないかと考えております。

今、町の地場産業の状況を拝見しますと、地元の産業といたしましては、農業、商工業、またレストラン、サーフィンといったサービス業、こういったものがベースとなっております。今後、オリンピックの開催を経て、一宮町に対する内外の注目が、先ほど申し上げましたが、ますます高まると存じます。そうした中で、来訪者が増加していくということが見込めると考えます。

こうした外からの来訪者の増加を踏まえて、農業も商工業もサービス業も観光といった文脈の中に大きく統合していった、来訪者の経済活動が町の局所ではなく、町全体の文脈に関係を持つように促していく。これが必要なことではないかと考えております。

また、もう一つ、一宮町のファクターとして、東京や千葉方面への通勤される方々のベッドタウンとしての機能を持っており、こうした方々が勤労者として担っていただく住民税にも期待をさせていただき、この地場産業とあわせまして、私の中長期的な目標のイメージとしては神奈川県鎌倉市、これは私どもよりはるかに規模が大きいわけですが、イメージとしてはそうしたものを志向すべきであろうかと考えております。

一方、大規模発電について、大橋議員から以前、私にご提案をいただいたことがございます。現在、技術が日進月歩で進化をしているところであります。これにつきましては、初期投資も大変大きく、また維持管理もかなりの注意が必要でございます。そうした中では、どの段階で関与するか、そうしたことについてよくよく慎重に評価をすべきではないかと考えております。

一つ一つの小さな事業を積み上げ、大勢の方々が集まって支えていく。サイズとしては小さくても輝きのある、手持ちの財産をベースにした等身大の町、これを目指すべきではないかと私は考えております。

今後とも、住民の皆様、議会の皆様のお力添えを賜り、オリンピック開催を控えて、町に

吹いている追い風を最大限に生かしながら、個別の施策の実現に向けて取り組んでまいりたく存じる次第であります。

さて、最後に情報公開の取り組みですが、広報紙、ホームページ、防災行政無線などによりまして、町が取り組んでいる各課の事業の必要性、また効果などをできる限りわかりやすく説明し、また速やかに住民の皆様へ行政情報を差し上げることに努めていきたいと考えております。

1点目のご質問に対してのお答えを差し上げました。

さて、2番目でございます。

防災対策の見える化を求めるといふご質問であります。

一宮町では津波対策が確認できない。いつまでにどう対応するか、私からお答えを差し上げようというご質問であります。

これにつきましては、現在、津波対策につきましては、千葉県によりまして一宮海岸に土塁がつくられております。これからいまだ海岸部に土塁のない一宮海水浴場付近のほうへと進んでいく予定になっております。また、一宮川の河口から中之橋までの護岸のかさ上げ工事は、現在、急ピッチで進んでいるところであります。

町の内部に避難山、避難タワーをつくるというアイデアもございます。こうした施設整備の有効性は、私どもも十分認識をいたしておりますが、私どもの一宮町の海岸部には、高さ10メートル以上を有するホテル、保養所などが、近隣市町村に比べ多く存在しております。

この、高さ10メートル以上の建物の皆様に、一時避難場所としてこちらを利用させていただけるというご協力をいただいていることから、津波の浸水が予想される区域についてほとんど、およそ面において約8割をカバーできる状況となっている次第であります。

そこで、私どもの町においては、直ちに避難山や避難タワーを新設しなければならないほど緊迫した状況に住民の皆様が置かれていらっしゃる、そうした地域は少ないと考えております。

一方で、またハードの防災対策だけに依存したあり方では、大いに限界があります。

私どもといたしましては、実際の発災時、特に重要になってくる、住民の皆様がそれぞれに取り組んでいただく自助。また、自主防災組織など住民組織を中心にお互い助け合っただけ共助。そして、また私ども町のほうから差し上げる公助。こうしたソフト面について強化を図ることなども必要なことかと考えております。

こちらの点からしますと、現在、自主防災会などもまた新しく各地区で立ち上がっており

まして、ソフトも徐々に進んでいるということでもあります。

しかし、全体といたしまして、これまでの防災対策は必ずしも体系的ではありません。一つ一つの個別対応の色彩が強いものでありました。

そこで、全庁的な総合的防災・減災対策、ハード、ソフトの両面から考える、そうしたことが大事だと思ひまして、今年の3月に一宮町防災対策検討会を立ち上げさせていただいたわけであります。

ここの防災対策検討会において、こうした各課題をさらに詳細に検討いたしまして、今おっしゃっていただいた津波対策の具体的な取り組みの目標を提示して、実行していくところへ進んでいきたいと思っておる次第であります。

さて、3つ目のオリンピックの取り組みの見える化を求めるといふご質問についてお答えをいたします。

私が公約で申し上げたグローバルというのはどういうことですかということ、そしてどのように取り組んで進んでおりますかというご質問を、まずお答えをさせていただきます。

グローバルという言葉は、全ての世界中からお越しいただく来訪者に対して、そういう皆様に対して、ローカルな文脈、地元の間が中心になってお迎えを楽しんでいただく、おもてなしを差し上げると、そういう意味で使ったわけであります。

これは、実は私がこの公約を差し上げたときは、まだオリンピックの具体的な状況は全くわからなかったわけであります。そもそもオリンピックが当町で開催されるかどうか、まだ決まっていない段階でありました。その中で、私としては、一宮町が大会本体に入り込む可能性があるであろうと、そのように考えて、こうした大会を模索したいと申し上げたところであります。

しかし、具体的にオリンピックが実際やってくると決まった後わかったことは、オリンピックの本体、組織委員会がとり行うものでありまして、一宮町はあくまでサポーターにとどまるということであります。そういうことありますので、オリンピック本体について、一宮町が地元の文脈で世界の方をお迎えするということは不可能事であるということがはっきりしました。

そのかわりに私どもが今、考えておりますのは、オリンピック期間中に、会場外の役場周辺で海外からのお客様、あるいは地元のお客様、あるいは日本中のお客様をお迎えして楽しんでいただくイベントを行っていきたく思っています。ここにおきましては、私の申し上げるグローバルな文脈が十二分に成立するのではないかと考えております。

今年度予算に企画立案委託業務を計上しております。現在、プロポーザルによって委託業者の方を募っているという段階であります。

さて、オリンピックについて、負の遺産というものがありますかということをご質問いただきました。

負の遺産については、私どもは想定をいたしてはおりません。オリンピック後に残るものは、オリンピックの会場内に千葉県において整備される自然公園、そしてそこに町で建設するトイレ、シャワー、そして多目的スペースを備えた建物となります。

この建物は収益施設ではありませんので、維持管理費がかかってくるのが想定されますが、私どもといたしましては、駐車場あるいはシャワーなどの施設を有効活用する中で費用を捻出することなど、このメンテナンスの負担を軽減していくことを考えていきたいと思っていますところでもあります。

以上、大橋議員のご質問にお答えを差し上げました。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

再質問ありますか。

大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） それでは、再質問を4番、大橋、させていただきます。

まず、何度もこの公約のことにに関して私、何回も毎回質問しているのは、町長の公約が形に見えない。もう町長も3年たっておりまして、公約を遂行するのであれば当然、計画ができていないんじゃないかと。その計画がまず示されないということが問題なんです。

計画というのは、ご存じでしょうけれども、いつまでにどれだけの効果を出すというのが出ていないと、これ、計画にならないんですけれども、それが現在の議会での発表ですと、それが毎回出てこないの、それで毎回私はこんなような形で質問するようになってしまっております。

それと、公約は職員の方々にはもう行き届いているんですかね。それもお聞きしたい。それで、もし行き届いているとおっしゃるのであれば、どなたか、私、指名したら、それを言ってもらえるようなことができるかどうか。それもちよっとお尋ねしたい。

それから、2番目の防災の見える化の件なんですけれども、町長、公約の中に避難道路を整備すると、こういうことをうたっていますけれども、この避難道路の計画も見えないし、ましてや着手なんかはしていないように見えますので、この点はどうなっているのでしょうか。これも見えないから見えるようにしてくれと、そういう要望が町民の方からありました。

それで、私、ちょこちょこ回って歩いているんですけども、大村の住宅の方々に津波が来たらどうしますと言ったら、車で逃げますよと、そういう即答で答えが来ました。車で逃げないでくれと言っていませんかと言ったら、いや、それでもそれしか方法がないから、私たちは、もしあれだったら、そういう事態が起こったら車で逃げますと。だから、道路の整備ができていないと車で逃げても渋滞で、この前の3.11のときのように犠牲者が多く出ちゃう。そういうことを私は伺いたいと。

それと、津波のマップですか。あれ、データの的に8メートルなんかのときのデータじゃないですかね。津波がここまで来ますよという、そのマップがありますよね。何かあのマップによると、一宮町は町なかのほうには来ないような、そういう説明になっていたような気がするんですけども、最初の想定が8メートルだったのが、たしか10メートルぐらいに変更になってしまっています。それで、反対にこの庁舎は、ここに3メートルの津波が来ると想定して、一時避難場所としてこの庁舎をここに建てるんだということで、たしか建てたはずなんです。

だから、そうすると、最初のころの想定よりもかなり後退した想定で考えているんじゃないかという、そういう私は思いがありますので、その辺の説明もお願いしたいです。

あと桜通りの町側の住民の方に、やはり津波が来たらどうしますと言ったら、やはり車で逃げますと。やはり同じように、車で逃げちゃまずいんじゃないのと言ったら、この指定場所、あるでしょうと言ったらありますよと。ただし、私たちは津波に向かって逃げなきゃいけないと。だからそういうのが、いざとなったときに人間の心理として無理じゃないかと、そういうふうを考えるべきじゃないんですかという、そういうご意見もありました。

その辺についても、非常に対策としてちょっと不十分かなと思うようなことがあったので、その回答もお願いします。

それと、オリンピックの取り組みの関連なんですけれども、町としては負の遺産というものは考えていないと。第一、ないんだよということで回答をもらっています。

それで、これは見解の相違になっちゃうので、私としては、オリンピックに関連してやった事業というのは、全部オリンピックの事業というふうに私は考えるべきだと思います。

それで、その施設を維持管理する、特に東口の件が非常に私は一つの問題点に残るんじゃないかなという考えを持っています。この維持管理がまだ幾らかきちんと示されていないし、町としてはこれはオリンピックの事業ではないというふうにおっしゃるかもしれないですけども、私の見解はオリンピックだからこの事業ができた、だからオリンピックに関連した

事業である。そういう観点からいくと、当然オリンピックの遺産というふうに見るべきだと思っています。だから、これに関しても十分な答弁をお願いしたい。

あと、このオリンピックという大会そのものは、恐らくもう二度と一宮町には、私の生きている限りはまず来ないと思うんですが、非常に大きなチャンスというふうに私は捉えます。だから、このチャンスにまちおこしをどうしたらいいかという、そういう考えを町の経営者としては考えるべきではないかと。

そういうふうにして、あえて具体的な事例として一つは、この間、千葉県は洋上風力発電に非常に適した県であるという評価が出ました。だから、洋上風力発電などを検討して町の財政を豊かにする、そういう構想に私は考えを持っていければいいんじゃないかな、そういう思いであります。

以上、3点でお願いします。

○議長（小安博之君） 再質問が終わりました。

答弁願います。

馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） たくさんご質問をいただいたように存じますが、お答えを差し上げます。

まず、公約が職員に伝わっているかということでもありますけれども、私はみずからの考えを職員の諸君に常に申し述べていると思います。個々の皆さんの理解の傾きとかそういったものは、それぞれの方のまたお考え等も関連して、多少変化があるかと思えますけれども、先ほど私が申し上げた町の目指すべき方向のあり方などについては、多くの職員の諸君に共有をしていただいているものと私は思っております。

計画につきまして、具体的な何年までに幾らを増やすというものを欲しいということでもありますけれども、町が実際に事業を起こすその主体になるということは、実際に非常に難しい局面であります。

それは、一つには、私どもの予算の中で義務的経費、経常収支比率はかなり高いものがあります。自由に使える裁量のあるお金は総体的に小さい中で、特に民業圧迫になるという、そうしたそしりをクリアしながら直接的に事業に投入していくということは、なかなか難しいところでもあります。そういう中で、一つ一つ可能なところから進めていくというしか、私はないのではないかと考えております。

実のところ、行政のそうした産業振興については、なかなかこれは民間のお力をお借りし

なくては進まない、今、申し上げた民業圧迫の問題もございます。そういうものでございますので、なかなか簡単な計画は難しいと。

社会主義国であれば、5カ年計画その他でできるのでありますけれども、私ども資本主義社会では、公共部門は、目標は掲げることはできますが、なかなか自分でそれを行っていくということは難しい。

これは、例えば我が国の政府でも物価の2%の上昇というものを、日銀も動員しながら、安倍内閣になって模索したわけですが、なかなかそれが難しい。そういったところにも表れているように、かなり難しいところであります。

私といたしましては、以前も申し上げました、目標としてそうした方向を掲げて、できるところから一つ一つ形にしていき、一つ一つ増やしていくというのが、最も現実的で正しい選択ではないかと考える次第であります。したがって、目に見える計画がないというそりりは甘んじていただくところであります。

さて、避難道路についてのお話でございます。

避難道路をつくろうということで、私が公約で申し上げたということでもあります。確かに申し上げたと存じます。

私は、それは総務課の諸君に検討を依頼しまして、既にここがいいのではないかと候補は選び出してあります。

ただ一方で、全町的な防災の問題、山のほうでは土砂崩れ、川の周りでは水害、また海のほうでは津波、高潮、さまざまな問題がございます。こういう全体をにらんだ上で、総合的な防災計画の中に落とし込んでいかないと、これは非常に場当たりのようになってしまうと。

大きな投資でありますゆえに、よく考えて優先順位をつけて、そして全庁的なコンセンサスのもとに行うべきであると考えまして、今、防災対策会議のほうへこれを重要項目として、私は委ねさせていただいているというところでもあります。

最新のハザードマップは古いデータではないかということでもありますけれども、県のほうでは昨年10月に最新のハザードマップを公開しております。これにおきましても、これは役場のあたりまで水が来るようではありますが、町の中心部は全く冠水をしないという結果が出ております。これまで使っていたハザードマップとそれほど大きな違いがないということ、私は目視で確認をいたしました。県のホームページに出ておりますので、ご覧いただければと思う次第であります。

また、海の方角に逃げない、そういう計画を今後つくっていくべきではないかと、そうお

っしやられました。そのとおりであろうかと思えます。

あくまで海のほうの一時避難場所は、その近くにいらっしやる方が逃げていただく。もちろんお命をお守りするということでは、山側のほうにいらっしやっても、海側に逃げて必ず助かりますので、そこは間違いありません。ただ、今おっしやっていたように、心理的に抵抗があるというのも事実かと思えます。

ですので、今後、これも先ほど申しあげました防災対策会議で考えさせていただきますが、あの近くには砂丘がございます。ああいった砂丘を利用して、一時避難場所を設営するというのも私は、これは以前から既に実はプランを持っているんですけども、またこれが場当たり的になるといけないと思ひまして、防災対策会議にこれもお諮りをしたいというふうに思っているところであります。

したがいまして、桜通りから背後の山のほうへ逃げていただくというのが現実的な選択肢であろうと思ひますので、今後その会議の中で具体化していきたいというふうに思うところであります。

あと、負の遺産について、東口の件は企画課長からお答えを差しあげます。

そして、最後に洋上風力発電でございますが、私は洋上風力発電については可能性を信じております。しかし、現在のところ非常に、先ほども申しあげました、日進月歩で技術が進んでおります。一方で機械は物すごく大型化しておりますね、発電量も物すごく多いんですけども。

こういったものを、例えば私どもの山は50メートルぐらいしかないんですが、今の巨大な風車は180メートルあるそうであります。そういったものを例えば海岸部に建てる。沖合、どこに建てるか、そういったことも景観そのものにも大きくかかわってまいりますので、一宮町のあり方をかなり大きく改変する可能性がある。そうしますと、またこれが、今、発電した電気を売却するということについても、また法的枠組みが変わってきつつあるところであります。

ですので、こういったものが果たして私どもの町のあり方として妥当であるかどうか。かなり多方面の要素をよく勘案して、結論を出さなくてはいけないのではないかと思っている次第であります。

したがいまして、今は鋭意、情報を収集中であるというふうにお答えを差しあげたいと思ひます。決してその可能性を排除するものではないです。これは、先ほどの答弁でも申しあげたとおりであります。

しかし、ただ飛びついていいというふうにはいかないだろうというふうに思うところがあります。よくよく多方面から分析をした上で、間違いなく、町がプラスになると判断した段階で、これは皆様に信を問う形で実行に移していく、そういったことが志向されるべきではないかと考える次第であります。

以上、私からお答え申し上げるべきところをお答えを差し上げました。

○議長（小安博之君） 渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） それでは、上総一ノ宮駅東口が負の遺産になるのではないかとの再質問にお答えします。

上総一ノ宮駅東口の開設は、駅東側からの利便性向上や西口周辺の混雑緩和などの効果をもたらし、町民はもとより、オリンピック開催を契機に一層の増加が見込まれる観光客の利便性を向上させるとともに、移住、定住者の誘因になることも期待できるなど、当町の活性化に資するものであります。

また、平成29年9月の町民3,000世帯を対象とした上総一ノ宮駅東口開設と町民アンケートの調査結果では、東口開設に対しては、居住地区や年齢を問わず、回答者の約7割が賛意を示しております。加えまして、東口を開設したら利用するかとの問いに対しては、約6割の方々が利用すると答えています。

こうしたことから、町では上総一ノ宮駅東口がいわゆる負の遺産になるとは考えておりません。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに答弁ありますか。

答弁終わりました。

○4番（大橋照雄君） じゃ、希望と確認で。

○議長（小安博之君） はい、どうぞ。

○4番（大橋照雄君） 私が今まで聞いておりますと、やはり同じように、町としては自分で手をつけていないから具体的な表示ができませんよという内容で、私、受け取りました。

それと、財政が非常にどんどん悪くなる想定はあります。だからこそ、これからは行政もお金が入る算段も企画していかないと町が生き残れない、そういう私は観点を持っていますので、現在の、非常にお金がないからできないということを結構、理由として言い始めていますから、これは顕著なる現象だと思います。

だから、これからは町長という立場の方は経営者という感覚をお持ちにならないと、町が

生き残れないんじゃないかという思いであります。

今日の新聞で「言い逃れ体質、やり方は同じ」というようなキャッチフレーズの記事を見たんですけども、何かいつも言葉だけでかわしていく、そういうような議会のやりとりが私としては感じられる。だから、もう3年もたっているのに、具体的にこうするんだというその姿がきちんと示されないと、私はもう問題だなというふうに思っております。

町長の公約は非常にすばらしい公約なんですけれども、実現しないことには非常にもったいない。町民にとっては何だということになっちゃいますので、いま一度この機会を使いまして、再度考え直してもらいたい。

そして、もし町民からの提案を受けて検討しますよという姿勢があるのであれば、私も何人かの方を募って、ぜひ提案をさせていただきたいと思っております。ぜひ、その辺の検討をよろしくお願いします。

以上、希望と確認でございます。

○議長（小安博之君） 以上で、大橋照雄君の一般質問を終わります。

これをもちまして通告されました一般質問は全て終了いたしました。

会議途中でありますので、ここで20分程度の休憩といたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 2時00分

○議長（小安博之君） 会議を再開いたします。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（小安博之君） 日程第9、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） それでは、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案つづり1ページをご覧ください。

繰越明許費繰越計算書について。

平成30年度一宮町一般会計予算繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地

方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

2ページをご覧ください。

平成30年度一宮町繰越明許費繰越計算書。

まず、2款総務費、1項総務管理費、事業名、東京五輪準備事業、金額226万6,000円。

5款農林水産業費、1項農業費、事業名、被災農業者向け経営体育成支援事業、金額702万8,000円。ため池整備事業、金額789万7,000円。

9款教育費、2項小学校費、事業名、東浪見小学校体育倉庫新築事業、金額221万4,000円。
3項中学校費、事業名、一宮中学校空調機設置事業、7,147万2,000円。

以上、合計いたしまして9,087万7,000円を繰り越したものでございますので、ご報告申し上げます。

以上です。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項ですので、以上で終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第10、議案第1号 一宮町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦税務課長。

○税務課長（秦 和範君） それでは、議案第1号 一宮町税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案つづりの3ページをお開きください。

本件は、軽自動車税の環境性能割の課税免除について規定するもので、当分の間、千葉県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車、これに相当する軽自動車を町長が定め、軽自動車税の環境性能割を課さない旨を附則第15条の2の3として規定するものでございます。

軽自動車税の環境性能割の賦課徴収事務につきましては、当分の間、千葉県が町にかわっ

て賦課徴収事務を行うこととなっており、町と千葉県の間には協定書の取り交わしを行わず、課税免除を行うものでございます。

対象となる軽自動車でございますが、日本赤十字社の所有する救急自動車等でございます。施行期日は本年10月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第10、議案第1号 一宮町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第11、議案第2号 東浪見コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） それでは、議案第2号 東浪見コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづり4ページをご覧ください。

本改正につきましては、本年10月1日に予定されております消費税の8%から10%のアップ分に対する町の施設の使用料及び管理料等が改正になる部分について、一括で上程するものでございます。

まず、第1条につきましては、東浪見コミュニティセンターの施設及び備品の使用料等の

改正でございます。

第2条につきましては、一宮町宮の森霊園に関する管理料の改正でございます。

第3条におきましては、一宮町農業集落排水処理施設における使用料の改正でございます。

5ページをご覧ください。

第4条におきましては、一宮町市民農園における使用料の改正でございます。

第5条、一宮町公民館設置及び管理に関する条例の中の使用料のうち、大会議室の使用料の改正でございます。

あわせて、第7条で「設備及び備品使用料」表中、「ラジオカセットプレーヤー」を「CDラジカセ」、「ビデオデッキ・カメラ」を「DVDプレイヤー」に、あわせて改めるものがございます。

第6条におきましては、一宮町営野球場の使用料及び管理料に関するものがございますが、使用料の改正にあわせまして、施設の利用時間の表記を統一するために改正するものがございます。

第7条におきましては、町営テニス場並びにゲートボール場の各使用料の改正でございます。

第8条におきましては、一宮町振武館の使用料の改正とあわせまして、利用時間の統一を図るために、字句の改正をあわせて行うものがございます。

続きまして第9条、一宮町GSSセンターにおきましては、多目的広場及び会議室の使用料の改正でございます。

第10条におきましては、一宮町創作の里の各部屋の使用料の改正でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行する。消費税改正に合わせて施行となります。

なお、経過措置といたしまして、この条例の施行日以降の使用料に関する使用料等であって、施行日前に許可等されたものの金額については、この条例による改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例によるものがございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 4番、大橋です。

ただいまの説明によりますと、消費税が上がることによって値上げをするということであり
ますけれども、もし消費税が値上がりしなかったらやめるということになるのでしょうか。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） 使用料が上がらない場合は、また条例の改正を行うものです。

○議長（小安博之君） ほかに質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第11、議案第2号 東浪見コミュニティセンターの設置及び管理に関する
条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第12、議案第3号 一宮町子ども・子育て会議条例の一部を改正
する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山子育て支援課長。

○子育て支援課長（中山栄子君） 議案第3号 一宮町子ども・子育て会議条例の一部を改正
する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりの7ページをご覧ください。

4月の機構改革により、第6条の一宮町子ども・子育て会議の庶務を福祉健康課から子育
て支援課に改正するものでございます。

この条例は公布の日から施行し、4月1日から適用するものです。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第12、議案第3号 一宮町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第13、議案第4号 一宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山子育て支援課長。

○子育て支援課長(中山栄子君) 議案第4号 一宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりの8ページをご覧ください。

国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、放課後児童支援員の認定研修と資格要件に関する2点です。

まず、第10条第3項の改正ですが、放課後児童支援員は都道府県知事が認定研修を行うものとされておりますが、新たに政令指定都市の長も研修を実施できることとなったため、実施機関に加えるものでございます。

次の同項第5号の改正ですが、学校教育法の改正により、大学制度の中に新たに専門職大学が設けられたことを受け、放課後児童支援員の資格要件に、専門職大学の前期課程の修了者を追加するものでございます。

この条例は公布の日から施行するものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第13、議案第4号 一宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第14、議案第5号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、議案第5号、一宮町介護保険条例の一部改正の関係でご説明申し上げます。

議案つづりの9ページをご覧ください。

第2条の改正でございます。

1点目は、元号の改正によるもので、第1項中「平成32年度」の表記を「令和2年度」といたします。

2点目は、本年10月の消費増税にあわせ、低所得者への保険料軽減をさらに強化するものです。第2項の改正、第3項及び第4項の追加により、第1段階を2万3,000円、第2段階を3万8,300円、第3段階を4万4,400円とするものです。

続きまして、10ページをご覧ください。

附則といたしまして、改正後の規定は平成31年4月1日から適用し、経過措置では、平成

30年度以前の保険料を、なお従前の例といたします。

以上です。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第14、議案第5号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第15、議案第6号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） それでは、議案つづり11ページをご覧ください。

議案第6号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、ご説明申し上げます。

令和元年8月31日をもって香取市東庄町病院組合が解散されることに伴いまして、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議決を求めるものでございます。

今回は、各規約の中における別表における団体名から香取市東庄町病院組合、解散するものでございますので、これを各項目から削除して改正するものでございます。

なお、この規約につきましては、解散の翌日、令和元年9月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第15、議案第6号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第16、議案第7号 令和元年度一宮町一般会計補正予算（第3次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） それでは、議案第7号 令和元年度一宮町一般会計補正予算（第3次）議定についてご説明申し上げます。

まず、議案つづり15ページをご覧ください。

令和元年度一宮町の一般会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,823万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億2,977万7,000円とするでございます。

では、歳出のほうからご説明申し上げます。

議案つづり22、23ページをご覧ください。

右側の説明欄にてご説明申し上げます。

まず、情報化推進事業、備品購入費、補正額は4万5,000円でございます。これにつきましては事務用品の備品ということで、サーバーのバックアップのさらなるバックアップするためのハードディスクが故障したため、補正で購入するものでございます。

続きまして、ふるさと応援事業、償還金利子及び割引料でございます。この還付金といたしまして33万6,000円を補正するものでございます。これは、ワンストップ特例に対する還付希望者への還付分となっております。

続きまして、防災行政無線管理運営事業、このうち役務費として通信運搬費、補正額8万円。これにつきましては、防災無線を聞き忘れてたり聞き逃した方が再度聞きたい場合、新しい回線の電話番号に電話しますと、内容が聞けるものでございます。これは6月から運用予定の状況でございます。

続きまして、集会場等改修費補助事業、負担金補助及び交付金、補正額512万8,000円。まず1つ目といたしまして、集会場の補助金といたしまして82万8,000円。これは海岸区の集会場の改修の補助金でございます。次に、コミュニティ助成事業といたしまして、東浪見伝統芸能及び綱田区の自主防災組織へ430万円支払うものでございます。

続きまして、2020年国勢調査調査区設定事業、賃金といたしまして△の1,000円。これは交付決定による差額でございます。続きまして、使用料及び賃借料。今年度に入りまして、新たに県から交付決定されたパソコンの借り上げ代2万円を計上するものでございます。

続きまして、保育委託事業、委託料、管外委託料、補正額151万2,000円。これは、横芝光町へ管外通所している方への支払いでございます。

続きまして、予防接種事業、これにつきましては、国が新たに行う風疹の予防接種、定期接種と任意接種、また、引き続き今年度から5年間追加になりました、高齢者の肺炎球菌予防接種事業に関する各消耗品、印刷製本、通信運搬費、手数料、電算処理委託料等一式の金額について、608万8,000円を補正するものでございます。

1枚おめくりいただきまして24、25ページでございます。

未熟児養育医療給付事業、補正額3,000円。これにつきましては、国庫負担金の精算に伴う返還金でございます。

続きまして、プレミアム付き商品券事業、補正額2,135万9,000円。これにつきましては、今年度、国が消費税対策として行う新しい事業として、プレミアム付き商品券発行に当たる

各職員の手当、臨時職員費、消耗品費、通信運搬費、電算システムの保守委託料、また商品券の取り扱い委託を行う金額でございます。

続きまして、海岸トイレ維持管理事業、補正額2万1,000円。これにつきましては、海岸トイレの男子トイレのウォシュレットのノズルが1カ所破損しておりますので、この修繕料でございます。

続きまして、建築指導事務運営費、補正額102万5,000円。これにつきましては、コンクリートブロック塀の補助金が国の配分増になる見込みでございますので、その追加分を補正するものでございます。

続いて、都市下水道維持管理事業、補正額74万6,000円。これにつきましては、中央ポンプ場内の水道が漏水をしておりますので、これを漏水検査したところ、なかなか不明でございますので、新たな給水管を布設して対応するものでございます。

続きまして、災害対策事業、補正額6万3,000円。これは、掘抜き消火栓の撤去工事でございます。権現前集会所にある掘り抜き井戸を撤去するものでございます。

最後に、特別職人件費といたしまして、補正額163万2,000円。これにつきましては、特別職の共済費でございます。今まで、前町田教育長の場合は75歳以上、後期高齢者でございましたが、新しく藍野教育長が就任されましたので、その分を追加で補正するものでございます。

それでは、お戻りいただきまして、20、21ページ、歳入のほうでございます。

大きな点は、ただいまご説明いたしました各歳出に対する分担金及び負担金、国庫、県支出金をここへ補正するものでございます。

最初に、児童福祉費負担金といたしまして補正額19万3,000円、これは管外保育の保育料でございます。

続きまして、児童福祉費負担金、補正額63万8,000円につきましては、子どものための教育・保育給付交付金、これも同じく管外の国負担分でございます。

続きまして、低所得者保険料軽減負担金でございますが、国からの補助金で、支出金で277万8,000円で、今回は歳入のみで歳出はございません。

続きまして、保健衛生費補助金でございます。補正額217万6,000円。これにつきましては、特定感染症検査等事業費補助金、先ほどご説明いたしました風疹の定期接種に対する国の負担金でございます。

都市計画費補助金、補正額60万1,000円。これは、防災・安全社会資本整備交付金、先ほ

どご説明いたしましたコンクリートブロックの補助に対する国分でございます。

続きまして、プレミアム付き商品券事業補助金、補正額2,135万9,000円。プレミアム付き商品券事業費及び事務費に対して、10分の10、国からの補助金でございます。

続きまして、児童福祉費負担金、補正額31万9,000円。これは、子どものための教育・保育給付費負担金、これは管外保育の県分でございます。

低所得者保険料軽減負担金、補正額は138万9,000円。これも歳出なしでございます、県からの繰り出し分でございます。

保健衛生費補助金、補正額2万5,000円。これは風しんワクチン接種補助事業補助金といたしまして、これは接種事業に対する県費分でございます。

都市計画費補助金、補正額24万円。これは、住宅・建築物の耐震化サポート事業補助金といたしまして、ブロック塀の補助として県が新たにつくりました補助事業に対する歳入でございます。

続きまして、統計調査委託料1万9,000円。これは、2020年国勢調査調査区設定事業委託の県分でございます。

繰越金につきましては、前年度繰越金420万円。

最後に、雑入といたしまして430万円。これはコミュニティ助成事業の助成金で10分の10、自治センターのほうからの補助金となります。

説明は以上でございます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 8番、藤乗です。

ただいまの補正についてお伺いしたい点ですが、風疹の予防接種についてお伺いしたいんですけども、資料によりますと、風疹の予防接種、受診率50%の見込みというふうに書いてあるんですが、50%というところの根拠ですとかその辺のところはどんなふうになっているんだろうかということと、それから仮に受診率50%以下ですと、その効果というのが、できるだけ風疹の発生がないようにということで、町長の行政報告にもそういうお話があったと記憶しますが、50%で、しかも年齢制限があるという形ですと、実際には50%ぎりぎりまで受けられたとしても、対象の方の4分の1しか受診されないということになるかと思えます。それだとかなり少ないということになってしまいますね。

効果の面で、いかがなものでしょうかというふうに心配するわけなんですけれども、これを例えば50%であるならば、年齢制限を設けずに、対象の年齢の方全員に対してするというのであれば、もっと効率よくできるんじゃないかというふうに思います。その辺のところ、50%と設定した根拠と進め方の理由。

あるいは、もう一つは、風疹の予防接種そのものの説明をちょっとしていただきたいというのがございます。

さらに、もう一つですけれども、受診率の設定は50%なんですけれども、できる限り多くの方に受けていただかなければいけないわけですから、これを超える場合も当然あると思います。その場合は、さらに補正するということになるかと思えますけれども、受診率アップのための方策と方針、やり方とかというところをどんなふうに考えているのか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（小安博之君） 答弁願います。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常磨君） ただいまの風疹の関係のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の受診率50%、見込みの根拠でございますが、今回この年代への予防接種、初の試みでありまして、国のほうから50という数字が示されましたので、それを採用させていただきます。

それと、これも国のほうの方針といいますか、医療機関への受診者が殺到することを防ぐために、まず1年目は40歳から47歳という区切りでやっていこうということで、50%です、受診率、そんなに高くないので3年間設けて、この中で極力受診率が上がるようにという制度でございます。

○議長（小安博之君） ほかに質疑ありますか。

まだ終わっていない。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） すみません、8番、藤乗です。

この風疹の予防接種の仕組みそのものとして、国からの補助が2分の1ということではあるんですが、これに係るコストの全てに対して2分の1出るのか。それから、県の補助という部分の記載もあるんですけれども、その辺の関連、仕組みというのがいま一つわかりにくいんですが、その辺のところを教えてくださいということです。

○議長（小安博之君） 森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） お答えをさせていただきます。

まず、国による追加的対策につきましては、今回40歳から57歳の男性。方法といたしましては、最初に抗体検査を行いまして、結果が陰性であった場合はワクチン接種ということで、抗体検査の部分までが国庫補助の対象であります。

今回、計上してあります県の補助金につきましては、それと別で、妊婦等を対象とする風疹の、こちら任意の接種になりますので、また別の事業でございます。よろしいでしょうか。

○議長（小安博之君） 藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） ただいまの説明でいきますと、抗体検査は補助があるけれども、実際のワクチン接種に関しては町負担というか、本人負担、どちらになるのでしょうか。

○議長（小安博之君） 森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） 町で委託料として支払いまして、その財源措置につきましては普通交付税とされております。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第16、議案第7号 令和元年度一宮町一般会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第17、議案第8号 釣ヶ崎海岸施設建築工事の請負契約締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） それでは、お手元の資料30ページをご覧ください。

議案第8号 釣ヶ崎海岸施設建築工事の請負契約締結についてでございます。

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。今回は5,000万円を超える契約でございますので、議会議決が必要となります。

工事名につきましては、釣ヶ崎海岸施設建築工事、契約金額は8,467万2,000円、請負業者は一宮町東浪見2620番地、東日総業株式会社、代表取締役、篠瀬栄進。

説明は以上でございます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

4番、大橋輝男君。

○4番（大橋照雄君） 4番、大橋です。

この工事は建物とかそういう部分だけですか。それとも道路の出入り口の拡幅も含まれていますか。

○議長（小安博之君） 答弁、渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） 本工事につきましては、建物だけの工事となります。

○議長（小安博之君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第17、議案第8号 釣ヶ崎海岸施設建築工事の請負契約締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎諮問案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（小安博之君） 日程第18、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 諮問案第1号の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明を申し上げます。

推薦する方は、継続してお願いいたしたい、15区にお住まいの中ノ谷和恵さんです。

中ノ谷さんにつきましては、お手元にお配りした資料のとおりです。

長生郡市を中心に33年間、小学校の教員として勤務され、平成22年3月に退職されました。現在は千葉県学習サポーターとしてもご活躍をされており、人格、識見ともにすぐれた人物です。

法務大臣から平成28年10月1日に人権擁護委員として委嘱され、本年9月30日をもって1期目の任期が満了となりますので、今回、2期目の推薦をいたしたく、議員の皆様からご意見を求めるものであります。任期は、令和元年10月1日から3年間です。よろしくお願いたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 4番、大橋です。

この諮問案なんですけれども、これを配付のときにこの略歴ですか、これも一緒に添えてもらうわけにはいかないんですかね。それでないと検討する余地が当日になっちゃうので、非常に難しいということなので、もしこの1号様式と、こういうのを出すときに一緒にこれを抱き合わせで出していただけると非常にやりやすいと思いますので、そういうことはできませんでしょうか。

○議長（小安博之君） 答弁できますか。

（発言する者なし）

○議長（小安博之君） 大橋照雄君に申し上げます。

今の件につきましては、また執行部と議会のほうで調整させていただきますので。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより、日程第18、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。中ノ谷和恵さんを適任とすることに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小安博之君） 起立全員。よって、本議会の中ノ谷和恵さんに対する意見は適任と決しました。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（小安博之君） 日程第19、同意案第1号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 同意案第1号についてのご説明を申し上げます。

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてのご説明を差し上げる次第であります。

昨年12月に、一宮町教育委員会委員長の山田和雄さんが急逝され、現在まで教育委員が1名不在となっております。

一宮町教育委員会より、このたび、教育委員の選任について依頼がございましたので、12区にお住まいの小高 隆さん、63歳を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

小高さんについては、お手元にお配りした略歴書のとおりであります。

地方公務員として42年間の長年にわたり奉職され、主に建設、土木関係をご専門に、道路建設や計画の中心となり、ご活躍されました。また、防災対策についても中心となられておられるなど、在籍中は要職を務められ、行政全般に精通されております。

私は、教育委員に求められるのは、学校教育の経験や専門的知識はもちろんですが、乳幼児教育や社会教育、また文化に対する知識、あるいは保護者の目線からのご意見などが重要

で、現委員の皆様はその知識、経験が十分におありの方々であると認識いたしております。そして、そこにさらに行政的な識見が加わることで、教育行政は盤石なものになると思っております。

小高さんは、地域の方々からの信頼も厚く、温厚誠実で、人格、識見ともにすぐれておられ、今後、当町の教育行政はもとより、町行政全般にわたり、誠意を持ってご意見をいただけるものと思っております。

教育委員として適任であると考えますので、議会同意をお願いしたく上程するものです。よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 大橋です。

ただいまの町長の任命説明をできれば、しつこいようですけれども、この略歴の中に入れていただければ非常にわかりやすくなると思いますので、また、これも後でそういうことになると思いますがお願いします。

○議長（小安博之君） 大橋議員に申し上げます。

今の要望に関しまして、議会としましても執行部と調整させていただきますので、よろしいでしょうか。

○4番（大橋照雄君） はい。

○議長（小安博之君） ほかに質疑はありますか。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 8番、藤乗です。

ただいま小高さんについてのお話をお伺いしましたので、その辺のところは了解いたしました。

ただ、この方に選定すると、任命するということで、ここに提出するに至った経緯というところについてお伺いしたいんですが、といいますのは、最初からこの方だけを指名するという形で検討されていたのではないと通常、想像するんですけれども、このような形になる前の段階でどのような方を検討されていたのか。

もちろん、個人情報に当たるような、個人名に当たる部分をつぶさに提示してくださいというわけではございませんので、どのような経緯で絞ってきたのかというところの経緯をお

話しいただきたいと思います。

当然、教育委員ですので、中には義務教育関係のご出身の方をというようなお話もあったのではないかとこのように想像しますし、そういったところの選別の経緯があったようであれば、その辺のところをお願いしたいということです。

○議長（小安博之君） ただいまの質問に対して。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 先ほど、同意案の説明を差し上げた中で、教育委員会から選任についてご依頼をいただきました。その中で、私ども町の中で、教育委員をお願いするにふさわしい方々を念頭に置きまして、幹部の中で議論をさせていただきました。

その結果、私どもといたしましては、統一して小高さんをお願いをしたいという結論に至りましたので、本日ご提案を差し上げた次第であります。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁、8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 質問の意図が十分伝わっていないのではないかとこのように思うんですけれども、言い方を変えますと、これまで、この方に絞るに当たって何人の方を検討されたのかというようなところも含めてということですが、それに当たってはそれぞれメリット、デメリットという部分を検討されたんだと思いますし、これを受けていただけるかどうかという部分もあったかと想像しますけれども、そういったところをお聞きしたいと、その経緯としてお聞きしたいというふうに申し上げているんですが。

○議長（小安博之君） 藍野教育長。

○教育長（藍野和郎君） はっきりしたお答えになるかどうかわかりませんが、今の教育委員さんをお願いしているスタッフの中で、先ほど町長の話にもありましたが、まず幼保連携の経験の豊富な方、それから社会教育全般に関して精通していらっしゃる方、それから保護者の目線、自分はおかしいんですけれども、自分はその義務教育と高校教育、両方かかわってきていますので、あと足りないのは何かというと、やっぱり行政的手腕で物を冷静に判断した視点で見てくれる人がいればいいなということで、いろいろ何名の方かをリストアップしたように思います。

それで、要するに、義務とおっしゃっていましたが、正直なところ、行政的な手腕というものがあったら、どこからどういう切り口で、よく藤乗議員が話している、どこがどうというふうにこの話を持っていったら、どういふふうにおさめたらいいのかという、そうい

う手法を自分たちも学びたいということで、この小高さんが土木関係ではかなり長いこと携わってくださっているということはわかりましたので、私も賛同いたしました。よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、討論を省略いたします。

日程第19、同意案第1号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。小高 隆さんを一宮町教育委員会委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小安博之君） 起立全員。よって、小高 隆さんを一宮町教育委員会の委員に同意することに決しました。

ここで、日程追加のため暫時休憩を、20分程度の休憩をいたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時09分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（小安博之君） お諮りいたします。発議第1号及び発議第2号を日程第20と、日程第21として日程に追加し、お手元に配付いたしました追加日程のとおり議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。よって、日程第20から日程第21を日程に追加し、お手元の追加日程表のとおり議題とすることに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第20、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、13番、鵜野澤一夫君。

○13番（鵜野澤一夫君） 13番、鵜野澤です。

発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和元年6月14日提出。

提出者、一宮町議会議員、鵜野澤一夫。賛成者、一宮町議会議員、鵜沢一男、吉野繁徳、小関義明、川城茂樹。

一宮町議会議長、小安博之様。

裏を見ていただきたいと思います。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものです。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や義務教育費国庫負担制度そのものの廃止にも言及しています。

地方財政においても厳しさが増している今、義務教育費国庫負担制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。

また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月14日。

千葉県一宮町議会議長、小安博之。

内閣総理大臣、安倍晋三様、財務大臣、麻生太郎様、文部科学大臣、柴山昌彦様、総務大臣、石田真敏様。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第20、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出いたします。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第21、発議第2号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、13番、鵜野澤一夫君。

○13番（鵜野澤一夫君） 13番、鵜野澤です。

発議第2号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和元年6月14日提出。

提出者、一宮町議会議員、鵜野澤一夫。賛成者、一宮町議会議員、鵜沢一男、吉野繁徳、小関義明、川城茂樹。

一宮町議会議長、小安博之様。

説明ですが、先ほどの請願書で説明いたしましたので、この意見書においては多少省略し

て説明をいたします。ご了承ください。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○13番（鶴野澤一夫君） 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っています。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務です。

充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。また、子ども達の豊かな学びを保障するには、教職員の働き方改革も欠かせません。教職員の時間外勤務が緩和されるよう定数改善するとともに労働対価に見合う給与実態を実現するためには「教職員給与特別措置法」の改善が必要です。

そこで、以下の項目を中心に、平成31年度に向けての予算の充実をお願いします。

- ・震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること

4つ飛びまして、

- ・危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること

- ・子どもの安全と充実した学習環境を保護するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、必要な教育予算を確保することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月14日。

千葉県一宮町議会議長、小安博之。

内閣総理大臣、安倍晋三様、財務大臣、麻生太郎様、文部科学大臣、柴山昌彦様、総務大臣、石田真敏様。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第21、発議第2号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出いたします。

◎閉会の宣告

○議長（小安博之君） 以上で、本定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年第2回一宮町議会定例会を閉会いたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

閉会 午後 3時19分